

監獄協會雜誌

第 三 拾 卷
第 十 號

明治二十一年六月創刊 每月一回二十日發行

(十月二十日發行)

論 說(低能者の名稱使用に就て).....典獄 印南於菟吉.....(一)

講演(罪人の性格に就て).....司法省參事官 ドクトル、ユリス 山岡萬之助.....(九)

譚叢(處務片言).....眞趣齋學人.....(三)

統計(大正六年八月中入出監並月末在監人員表外三表).....(二四)

寄書 特種部落と犯罪.....福岡 劫谷 哲 公.....(三)
監獄衛生雜感.....金澤 石崎 貧 樂.....(六)
犯罪の原因及豫防.....澤田 順次郎.....(四)

雜纂 寸言尺語.....霜 翰.....(五)
共同生活の便利と經濟.....米國の一市政府が始めた新しい事業.....大戰と兒童.....(五)

通信(浦和通信).....札幌通信.....(六)

彙報 免囚保護事業講習會開催の件其他.....叙任.....會報.....公文.....(七)

新刊紹介.....(七)

監獄協會雜誌第叁拾卷第十號

論 說

○低能者の名稱使用に就て

典 獄 印 南 於 菟 吉

近時低能者の語を聞くこと漸く滋からんとす、普通俗用語として之を聞く場合は格別、苟くも學校、監獄、感化院等院的生活に關涉する者に在ては此語を使用する上に於て十分慎重なる態度を持するの必要あり、否らざれば單に私見を以て之を妄斷し去り甲乙其規準を異にするが如き結果を生ずるに至るを免かれず、依て予は茲に一般通説とする所を掲げ以て讀者の參考に資し併せて之が規準を茲に合致せしめんことを切望希求せざるを得ざるなり。

低能者は實に我刑法第三十九條の心神耗弱者に該當す、されど法律上刑の輕減なきの故を以て總てを低能者に非すと謂ふ能はざるや勿論なり、如何なる者を以て低能者と看做すべきやは當初専ら醫家の診案に屬せりと雖も近時心理學者の協力するありて一層確實に之が範圍程度を認定するを得るに至

れり、而して今日通説とする所は千九百八年英國王立低能者調査委員の手に成りし報告にして右低能者の釋義を與へて曰く「發育不十分なる腦組織に原因し社會の一員として其所屬の生活狀態に適合する行動を爲す能はざる生來又は幼時より精神の缺欠狀態に在る者」と爲せり、斯の如き定義の下に於て其最下級に位せる白痴を稱して「普通身體に對する危難を防衛するの能力を缺くに至る生來又は幼時よりの精神缺失狀態に在る者」と稱し其中位癡愚者を以て「身體の危難を防衛し得べしと雖も生計を維持するの能力なき生來又は幼時よりの精神缺失狀態に在る者」と解し最高位魯鈍者（通常狹義に之を指して低能者と謂ふ）に就ては「適當なる狀態の下に在ては敢て生計を維持し能はざるに非ずと雖も生來又は幼時よりの精神缺失原因に基き（一）普通人と等しき條件の下に競争するに堪へず、又は（二）通常の注意を以て事務處辨若くは働作を爲す能はざる者」と爲せり。

此標準は今日一般に有力なるものとして行はるゝ所なりと雖も英國に在ては其後多少の字句を改め「普通小學教育感受の能力なき者」と更改し以て千九百十三年英國低能者條例の根基原則を爲し今日に至れり、即ち前者は其標準點を社會生活上に置き後者は教育上に置くの差あるに過ぎずして程度に至ては蓋し同様なりと看做すを得べし。

低能者の釋義は前述の如く頗る簡明なるを以て實際の診斷上に就ては幾多の困難に遭遇せざるを得ざる場合あり然れども之が診案上最も簡明にして且正確なる心理的試驗方法の存在するものありて且之を實驗すること最も容易なるを以て從來醫家の獨斷的見地より生ずる等 異同を免かれて今日に於

ては稍正確を期するを得るに至れり、今之を述ぶるの前に當り以上擧げたる釋義に就て診斷上注意すべき三四の要點を掲ぐべし。

(一) 曾て英國に於て採りたる標準即ち低能者を目して同輩と同等なる條件の下に競争する能はず又は通常の注意を以て勞務働作を處辨する能はずと謂ふ社會生活上の解釋を以て單一なる規準點と爲すときは多少の誤あるを免かれざるべし例へば精神病者癲癇者體質上缺陷ある者其他社會上最下級に位する者の大多數は所謂同輩と競争場裏に立つ能はず又は普通の注意を以て自己を支配し働作を爲すこと能はずとは認め得べしと雖も之を以て低能者の分類中に包含すべからざるや勿論なり、若し又更に近時の標準點小學教育感受能力なき者との語を以て唯一の規矩と爲すときは動官、感覺、言語能力の缺陷、神經系統の缺陷者、體的缺陷者其他學校教育に於て特別級に編入を要すべき大多數の者は即ち感受能力なしとは謂ひ得べしと雖も之を以て直に低能者の彙類には編入し能はざるなり茲に於てか(二)社會上及教育上低能者と健全者とを區分するの第二標準としては即ち社會生活上不適合の原因として精神の缺陷者たることに就て注意せざる可からず、社會生活上不適合なる者世に多しと雖も精神の缺陷に基因する者亦鮮し、されど精神の缺陷者なる語を以てしては又精神病者心理病的患者の全部を包含するの嫌あり故に(三)第三の標準として精神缺陷者中全く發育の阻止せられたる者なることを要し例へば退化的傾嚮ある者即ち精神病者癲癇等神經系患者の大多數は除外せらるべき者に屬す、是を以て科學的に低能者なる名稱を附して通常健全者と區分せんと欲すれば以上の三點(一)社會生活

上不適合(二)精神の缺陷に原因するを要し其缺陷なる者は(三)精神の發達を阻止せられたる者ならざる可からずとの要綱に留意して診察する所あるを要す。

之が診断の方法としては第一第二共に各種の心性智能試験を應用する所あらば敢て之を斷定すること若しからず第三は生來の遺傳的關係に因り或は又幼時特別なる疾患、器官障碍外傷等に原因することあるべく其何れたるを問はず醫師の手を煩はして調査する所あらば判明ならしむるを得べし、而して其心性智能試験を應用する者の内最も簡便なるものとして廣く利用せらるゝ者は即ちビネー、シモンの智力測定法是なり、實に低能者の鑑定は此智力測定法の發達に依て更に一段の明確進歩を來したるものにして心理學者の貢獻する所此點に向つて頗る大なるものありと謂ふべし、殊にビネーの方法は低能者精神發達の阻止状態を測知し得るものにして其規準は比較的正確を以て多數の信頼を博する所たり、是を以て米國の心理學會も亦之を實際的診断に利用し次の如く決定するに至れり、即ち白痴は普通兒童二歳以下の智識年齢に相當し癡愚は二歳以上七歳迄の智識年齢に在る者を謂ひ魯鈍は七歳乃至十二歳の智識年齢に在る者を謂ふ、此決定は特別の事情なき限は最も安全にして且最も實際的なりとて一般に承認する所たり。

ビネーの方法は二歳以上十五歳の智識年齢を測定するものにして廣く歐米に適用せらるゝ、其詳細を知らむと欲する者は本郷西片町十、兒童書院發行の三田谷啓氏著學齡兒童智力検査法を一讀する所あるべし、予の實驗は此ビネー式に依らずして別に米國に於て案出せる點數法に依りたる

ものなるも其趣旨目的を同じふし更にビネー式の缺點を改測したるものに係る、今は其兩者の優劣是非を論議すべき場合に非ざるを以て之を省略す。

實に智力測定法は低能者鑑別の基礎關鍵と爲るものにして之なくしては到底確實を期する能はざるなりクレツペリンの解説に従ひ醫家の恣に質問應答を試み以て診断の用に供せる必ずしも非なりとは謂ふ能はざるも診して以て精ならず檢して以て密ならざるの譏あるを免かれざるなり、事實或は低能者たるを知り得べしと雖も此を彼と比較して如何の程度に在るやを知り難し、此點に於て醫師は宜しく心理學者の共助を待て正鵠なる斷案の資料と爲すべく、心理學者は又宜しく醫家の手を藉りて智力測定法の免かる可からざる弊失を補ふの要意あるべし、兎に角低能者の名稱語句は此智力測定法の應用に依て始めて明確に之を使用し得べきものと謂はざる可からず。

然れども固より此標準を以て唯一の尺度と爲し診断の具に供するは大なる錯誤あるを免かれざるなり一面本來の智能貧弱なるは事實なりと雖も學校教育の欠亡せるが爲めに智能の昂進發達を見る能はず其結果十二歳の智識年齢試験に合格せざる者あり之を以て一概に低能者とは看做す可からず現に彼等の屬せる智識の低劣なる社會に伍して格別遜色ありとも見へざる者は既に低能者に非ざるを以てなり、加之又十二歳程度の試験に合格する能はず且同輩と與に伍して勞務に従事するの不能なる者あるも直に指して以て低能者と稱するは速斷に失することあり此種の者は勿論智能の不十分は之ありと雖も其不十分の原因身神の缺點あるに基くもの鮮ならず、若し斯る事實あるときは低能者の彙類には

編入するを得ずして他の體的又は心的缺陷の部に組入るべきものなり、要するに右心理試験の結果其標準年齢に相當せず低下せるの事實を以て直に低能者と見做す能はざるは勿論低能者には必ず十二歳以下の智能程度たるを要し又若し右の智能程度とするも社會的境遇を顧み彼等の屬する境遇周圍の裡に在りて左したる徑庭なき者は目して以て低能者とは謂ふ能はず眞に智能も不十分且同輩と伍する能はざる低能者中にも心神の缺陷に基て此結果を生ずることあり、此點は宜しく診斷上之を區分して以て兩者の差を鑑別する所なかる可からず。

實驗家の說に依ればビネー式の智能試験法の發達に伴ひ精神の缺陷者は之を幾多の特別才能に應じて小分類を施すの必要あるを唱道せり、例へば犯罪決行に必要な性癖は多くの犯罪者の具備する所にして狡猾欺瞞に長するの故を以て低能者に非ずと謂ふが如きは全く犯人全生活の過程を顧みざる皮相の見にして智能試験法の實行と共に犯人の社會的關係を調査し以て判定の要に供すべきなり、普通の俗人より視て以て狡猾なりとする者必ずしも才智あるに非ず、狡猾的才能は單に犯罪決行の場合に於てのみ現示するものにして其他の場合に在ては低能者たることあり（現に予の監獄内に此適用例者あり）智能試験は即ち一般社會に對し調和同化力の有無を判明ならしめんが爲めの一種の試験法なるを以て之に依て確實に智能の程度を測定すると同時に其缺點病根の何れに存して社會の調和同化力を失ふに至れるやを明察する所なかる可からず、固より之が缺點病根は決して心理學上の調査又は分類的處遇法に依て之を矯正除却し得べきに非ず其の多くは身體的異徴缺陷に伴隨せるを以て醫師の力を

藉りて以て體的病根を除却すれば自から智能の發達を來すべき者鮮なからざるべく、其の否らざる者と雖も教育方法の努力如何に因り幾分の進境を見ることなきに非ず（小田原分監報告癡愚者は如何なる程度まで教育し得べきやと題せる項参照）低能者は一般に事物を知らんと欲するの能力及計畫能力を缺き判斷力先見方の亡失あり且無經驗の位地に適合せしめんとするの能力に於て缺くる所あり、此等の心理的狀態は何れも智能試験に於て容易に之を實驗し得べく其他亦特徴として貧窶、不謹慎、反社會的犯罪等の惡調和同化力を有す此等の性癖は本人の社會的境遇を顧みて以て察知する所あるべし。

同じく低能と雖も一方に特別の長所を有する者あり宜しく之を利用して以て彼を社會に立たしむるを得べしとの實驗説は予の屢々聽く所たり思ふに前述の狡猾欺瞞に長したる才能も或は之を一轉して或職業に敏活なる働作の因と爲さしむるを得べきか、要するに低能者中にも智能の程度に於て上下あるべく又其内容に於て品質上の長短あるべく一様に之を低能者の簡單なる項中に統括するの疎策を免かれざるものあり、更に之を小分類するの必要あるべきを信するも其の如何に分類すべきやは多數の經驗を累ぬるに非ずんば判明し得ず。

何は兎もあれ、今日に於ては低能者の鑑別を爲すに當り單に醫家の想像的診斷を與ふるの不精確を避け必ず智能検査法を應用して以て具體的に之を證明し其得たる價值又は商數(割合)を掲記し如何なる程度の低能なるやを一見以て讀者に判明ならしむるの用意あるを必要とす、然るに従來の報告書中

低能者と記するも如何の程度かを掲げず故に比較調査上不便あるを遺憾とす。
 ビネーの智能検査法は固より完全なりとは謂ふ能はざるべし、殊に十二歳以上の知識年齢に對して不正確なりとは一般の評なるも該制度の區々たる批難は別として之を應用する上に於て特に不信任を表白する程にも非ざるべし、予は之を各少年監に應用するに至らんことを勸奨す、若し又低能者と命名するの疑ある場合或は又低能者たる場合に於ても必ず本人の智能程度を附記して以て其妄斷臆惻に非ざるを示すと同時に確實なる學術上の根據を作り之を以て更に研究の歩を進むるの基礎たらしめんことを提供す、此問題は獨り低能者鑑別の具たるのみに止まらず延ては特殊教育の方法及心理状態の研究に資する所尠なからざるなり。

講演
 司法省參事官 ドクトル・ユース 山岡萬之助君

罪人の性格に就て

今日は「罪人の性格に就て」といふ標題の下に申述ぶることを光榮と致します。

罪人性格といふことを何が故に知らねばならぬかといふと、従前に於きましては犯罪を唯罰しさへすればそれで抑壓することが出来るものであると考へて居りまして犯罪處罰を以て社會の安寧秩序が維持出来るものとしたのであります、所が犯罪と申します現象は一定の原因から來るもので唯之を罰したからといふてそれで無くなるものではありませぬ、其事は近時の科學的研究即ち犯罪を科學的に研究した結果として段々分つて來たのであります、であるから犯罪を防壓するには犯罪を罰するといふことが勿論一面に於て一つの方法であるけれども、他面に於ては犯罪の原因を無くなすことに努めなければ其目的を達することは出来ない、従て犯罪の因を爲す所の人即ち犯人を救護して罪を犯さしめないといふことが必要であります、免囚保護といふことは此趣旨に於て必要が起つて來たのであります、免囚保護といふことはそれ故犯罪を豫防するといふ性質を持つて居るのであります、犯罪豫

防といふ觀念は昔から無いことはなかつた、ギリキ時代に於きましても既にさういふ觀念はあつたのであるけれども、科學的に研究をした結果として犯罪は罰するといふことよりも寧ろ豫防することが必要であるといふ觀念は十九世紀の半ば以後の考であります、さういふ次第で科學的の見地から免囚保護といふことは犯罪豫防の趣旨に於て必要であるのであります、所謂單純な意味の慈善といふこと、即ち人に施しをするといふこと、は甚だ異つて居るといふことを考へなければならぬのであります、免囚を保護して之を正業に就かせ累犯を豫防して行くといふことに付ては只今申上げたやうに科學的研究を俟たなければ免囚保護の精神に合はぬのであります、其様な意味合から致して本會に於ても毎年講習を致すといふことであると信するのであります、さういふ意味合から致して茲に罪人の性格といふことを申述べたい次第であります。

尙茲に今日の新しき犯罪及び刑罰に對する觀念を一言して見たいと思ふ、此新しき觀念といふことは詰り舊學派と新學派といふことを申上げればそれで分るのであります、舊學派、新學派といふことを詳しく申上げれば際限のないことであるが、一言致して見れば、舊學派と申せば罪といふものの方が刑の目的である、即ち茲に現れた犯罪といふ事實丈が罰する所の目的物である、故に人を殺せば其刑重く、盗みをすれば其刑は人殺程重くはない、賭博をすれば勿論夫れ以上に軽いといふ風に、罪といふ事實を考へて刑を極めましたので、人の性格といふことは刑罰の考から度外されて居つたのである、所が十九世紀の中頃になつて自然科學殊に醫學が著しく發達して來たので、其結果として犯罪

といふものも唯善い、悪いといふ抽象的の意味だけで研究するものでない、是をも矢張り自然科學的に觀察し實驗して其性質を究めなければならぬものであるといふ思想が出て來た、それで人類學派或は社會學派と申す新學派が興つたのであります、刑事人類學派の方は伊太利のロンブローから始つたので、罪は人間が原を爲すのである、即ち罪人其者が罪の原である、罪人の性格自體が犯罪の因を爲す、社會關係などいふ外のことには犯罪人と何も關係のないことである、罪といふものは其人に先天的に具つた所の運命である、斯様に罪人の身體精神を學問的に研究した結果主張して來たのである、即ち人の性格を罪の起ることに付ての唯一の原因として來たのであります、だから舊學派の見地とは甚しく違ふ、舊學派では犯罪といふ現れた事實を以て目的として居るのに、人類學派では罪人の性格といふ罪の原を研究して居る、是と相對して科學上の基礎を持つて居るのは刑事社會學派といふので、是は白耳義のケトレーといふ人が主張し始めたのである、犯罪は社會が造り出すものである、ロンブローの如く人間が造り出すものとはしない、社會が悪いので社會の總ての關係が寄つて犯罪の土臺を爲す、言換へて見れば、社會の構成關係の不健全な状態が犯罪となつて現れる、社會關係が健全であればさういふ惡現象は出て來ない、社會關係が不健全であるから茲にバチルス（Bacillus）の現れが犯罪となるのである、人間などいふものは犯罪の發生に付ては謂はば機械のやうに働くに過ぎないのである、斯ういふ風に觀察したのである、そこで刑事社會學派の犯罪の原因は偏に社會に在ることするにありま

す、此考即ち犯罪は社會が原であるといふ點が、ロンブローの主張たる犯罪は人間の性質自體が原

を爲すものであるといふ關係と根本に於て全然違つた見解である、然し學問的の犯罪といふ現象を研究した結果は同じものであつて、如何なる原因から犯罪は出来るものであるかといふことを研究して居るのである、此考は吾人が今後犯罪を減少し撲滅せむとするには是非共識つて置かねばならぬ、唯單に犯罪は出来るのでない、必ず或原因があつて出来る、其原因は人類學派から見れば人間の性格、社會學派から見れば社會、其根據に於て甚しく違つて居るから近時更に此二つを調和して、犯罪といふものは人の性格と社會關係との兩方が土臺になつて出来るものであると、斯ういふことを唱へる折衷學派が出来て參つた、即ち犯罪の現れは兩方が原因であるといふ主張、是は説として聊か根據か薄弱の如くであるけれども、併ながら我々實際家に取つては寧ろ其方が相當と思ふ、人間夫れ自體のみが原因ではない、矢張り社會の不健全の状態、例へば勞働者が如何に勞働しても家族及び自己の衣食住を充すに足る収入を得られない、それで已むを得ず犯罪をする、即ち性格は良くて、眞面目に職業で暮して行きたいと思ふがどうしても行けない、といふのは社會の構成關係が不健全である、即ち勞銀と衣食住の關係が平均を得て居ないといふことになる、近時米價を調節して成べく需要供給どちらへも都合の好いやうにしやう、即ち生産者と需用者の兩方に都合の好いやうにしやうといふことを政府でして居るが、斯ういふことが目的を達して平均を得らるゝやうになれば社會は其點だけ改良せられた譯である、今の一例で社會關係が原因になるといふことは御分りにならうと思ふ、であるから兩々相俟つて犯罪が出来るものであるといふことは明かであらうと思ふ。

以上申したやうに犯罪は人の性格又は社會關係が原因となつて出来て来る、犯罪を無くするのは此原因を無くして往かねばならぬ、此原因を除去することに依つて現はるゝ所の犯罪を防ぐことが出来る、犯罪が出来てから罰するよりも豫防した方が宜しい、犯罪豫防といふ考は斯かる研究の結果として起つて来た所の觀念である、左様な次第であるから罪人の性格を知るといふことは誠に必要なことに屬すると信するのであります。

是から罪人の性格といふことに付て概要申したいと思ふ、御承知の如く罪人を道徳上から觀察すると善人と惡人、又社會上即ち我々共同生活から觀察すると、社會適格者と非社會適格者とに區別することが出来る、非社會適格者といふことは今日の流行語で非社會性を有する人といふことである、或は惡性を有する人も申します、非社會性を有するといふことは何であるかと申せば、要するに我の平穩なる生存に對して非社會であるから之を破壊する所の性格を持つて居る者が非社會性を有する所の人である、非社會性を持つて居る者を更に區別は出来るが、それは後に述べることに致します、次に年齢から觀察すると未成年者、成年者、老年者と斯う區別が出来、其次に精神狀態から觀察すると、普通の精神狀態を持つて居る者と、普通でない精神狀態を持つて居る者がある、此點から正則者、變則者といふ區別が出来、正則者と申せば普通の精神狀態を持つて居る、變則者と申せば普通の精神狀態でない、斯様の者のあることは諸君多く御經驗であると思ふ、大體斯ういふ風に分けられる、之に付て學者が尙ほ色々區別をして居るから、御參考の爲めに學説を二三擧げやうと思ひます。

先づ第一にロンブローの高弟である所のフェリーと申す人の分類に依れば五つにして居る、第一生來犯人、其次が顛狂犯人、即ち精神に變則状態がある者、其次が激情犯人、是は一時の喜怒哀樂に依つて犯罪を爲すに至る者である、其次が慣習犯人、詰り習ひ性となつて犯罪をする人間、其次が偶發犯人即ち偶々悪いことをするに至つた者、斯様に五つに分類して居る、此中で生來犯人といふものが一體有るのであるか、無いのであるかといふことが最も問題になつて居ることである、諸君も恐く疑はるることだと思ふ、生れ附から此人間は殺人をする、是は放火をするといふ人間があるといふこと、是は性は善なりといふ見解からすれば否定しなければならぬ、一體生來犯人といふのはどういふものであるかといふと、生れ立から徳性が虚弱であつて外に多少智能に欠缺あり、若くは精神的の疾病があつても、それは重要な徴候でなくして、其主なる點は先天的に他制的の感情が欠けて居つて、常に利己的の衝動から行爲を爲す所の性格のあるものである、斯様な人間が一體有るものであるか、無いものであるかといふことは先程申し通り争ひになつて居るのであるが、事實として生れ落ちから性格の悪い人間がある、精神状態が生れ落ちるから良くないものがある、之を身體の方から考へると生れ落ちから親譲りに悪性の病氣を遺傳する、例へば結核を遺傳し、或は梅毒の遺傳があることは確である、結核性の遺傳の如きは脊髄癆になることがある、即ち病理の方から申せば先天的の遺傳といふものが明かに證明されて居る、唯果して悪性の精神状態が遺傳するかどうかは明確に證明は立たぬのであるけれども、事實としては多くの學者が争はぬ所で或部分までは實際に存する、唯生れ落ち

るから人殺しをするとか、或は放火をするとか、泥棒をするとかいふことが運命として極つて居るといふことは餘りに言葉が奇抜であるから從來此觀念は争はれましたが、事實として争ふ餘地はないと謂はねばならぬ、然らば言葉が良くないかと申せば、犯罪とか或は不徳義とかいふことは後天的のことである、即ち此世に於て出來た事柄である、犯罪といふことは刑法に違反する、刑法は人間の拵へたものである、即ち後天的のものである、それから又道徳に違反する、道徳といふことは宗教的に云へば超絶的であつて理想的になつて居るから是は觀念がちつと違ひますが、普通に社會上から道徳と云へば社會の人の正に爲さねばならぬ行動をしないのである、斯ういふのが不道義の行爲に外ならぬのである、即ち後天的のものである、それと現世でない所の生來のものど無理にくつ附けやうとするのはむづかしいことである、換言すれば生れ附といふことは自然である、犯罪とか不道徳の行爲といふものは人爲のものであるといふことになるから、そこで結び附かないこと、結び附けて言葉を作つたのであるから、それで著しき争ひがあるのであります、併ながらそれは言葉の争ひであつて、事實は争ふことは出來ぬのである、近世其言葉が面白くない所から學者が生來犯人を稱して一種の身體精神の品價の減弱者であるといふ風に言ふて居る、即ち品價減弱であるから普通の人と同じやうなことをしない、此方が實際には合ふ、尙ほロンブローはどういふ考であつたかといふと、彼は始から終ひまで此生來犯罪を主張したのである、ロンブローが人類學派を立て、から隨分其説には批難があつて、途中で色々説を變へたけれども、生來犯人があるといふことは終始變更しなかつたのであ

る、それと同時にロンプロゾーは隔世遺傳といふことを認めて居る、生來と隔世遺傳とは大體似て居るが少し違つて居る、生來といへば自分に近い親か祖父母から遺傳して居る、それが隔世遺傳といへばモット遠い祖先から遺傳して来る、そこで罪人といふものは古い時代の人類の祖先の野蠻状態が今日に仍ほ残つて居る状態であると言ふた、成程兇惡なる罪人は今日の文化の世の中には有るべからざる人間である、例へば五人殺七人殺といふ如きことは今日の文明の世の中に有りさうもない野蠻な行脚である、野蠻時代なら何でもないか、段々世が發達して社會の法則に馴致されて来る故なく蟲を殺すことさへ一體良くない、犬を殺すなどいふことになるごちよつとやれない、所が悪性即ち生來殺人のやうな者になるとんなことが生立から面白いので、終に大きくなつて人などを殺すのは何でもないといふことになつて、餓だの金糞だのを以て撲殺する、斯ういふことは確に普通の人間には出来ない、ロンプロゾーに言はすれば隔世遺傳、野蠻時代の状態が今日に遺つて居る、斯ういふ人間は到底改善は出来ないといふ主張をしたのである。

次に刑事社會學派の今日の新しき代表者であるリストといふ人は斯ういふ區別をした、罪人を大別して二つにする、即ち偶發犯人と情態犯人と、偶發犯人といふのは偶然的に即ち犯罪を爲す機會が急に出來たのである、怒を急に發して人を殺して仕舞つたといふやうなこと、所で情態犯人といふ方はさうではない、悪い方に這入り込んで或悪い精神情態が其處に出來たものをいふ、此情態犯人を更に二つに分けて餘り悪くならない者、即ち改善可能の犯人と改善不能の犯人とにする、此改善不能の犯人

といふのがロンプロゾーの所謂生來犯人といふ方に屬して居る。

次にマルローといふ人は斯ういふ風に區別をして居る、外因犯人即ち先刻申した社會關係から遂に犯罪を犯す者、彼の性質は悪くないが社會關係が原因になつて犯人になる、それと一つは内因及び外因犯人、是は社會關係と及び人の性格が原因になつて罪を犯した者即ち性格丈けが悪かつたのではない、社會關係が悪かつたから遂に犯人になつたといふのでリストから云へば改善可能の犯人である、其次は内因犯人、是は彼の性格が土臺になつて犯人になつた、人格がそこまで悪くなつて仕舞つては改善が甚だ困難になるのである。

次にエルウオットの區別は第一本能的犯人、即ち犯人の性質が犯罪をするやうに出來て居る、犯罪といふ行為は彼の本能的衝動から來るのである、恰も猫が鼠を捕るのが本能であると同じことに犯罪をするのが其性質から出て居るのである、第二に常習犯人、是は後天的に世の中に出てから其事が習慣性となつて犯罪をするやうになつたのである、第三が單純犯人、是は前に申した偶發犯人に當るのである。

斯様に學説を擧げて見ても略一致した點は見らるゝのである、前申上げたやうに社會適格者と非社會適格者とに區別が出來る、社會適格者即ち我々の生存競争と相容れる者で少しも性格が悪くない、其犯罪といふものは彼の性格からでなく社會の原因が彼を壓迫して罪を犯すに至らしめたといふことであれば、社會適格者であるけれども社會原因から犯罪を犯したことになつて來るのである、それか

ら非社會適格者即ち非社會性を持つて居る者を所謂改善可能と改善不能とに分けることが出来る、改善可能であれば是は善人に爲し得る所の人間である、改善不能であれば到底見込のない所の人間である、非社會適格者をさういふやうに二つに分けることが出来る、斯やうに罪人の區別の一致點を見出すことが出来る、唯併し學説に於ては右の如き區別が出来るけれども性格といふものは人間の性質のことであるから顔の異つて居る如くに違ふのである、それを斯ういふ風な三つの範圍に入れて仕舞ふ、從て其境目の者をごつち持つて行くかは甚だ難事である、境目から一步下つて改善可能になり、一歩進んで改善不能といふものになる、其間が餘程の違ひとなる、亦改善可能の犯人の中に於ても色々な等差が實際に於てある、さういふ風に人の性格は事毎に違つて居るのである、故に右の區別は極く概括的のものと思なければならぬ、是は主として刑事人類學の見解から來たのである、今日ではさういふ風に型を拵へて見ても嵌まらない場合が往々あるので、斯かる定型は一般的で極く概括的のものとして考へるより仕方がないことになつて居る、之を個々の人に嵌めても嵌まるものでないといふ見解は刑事人類學派の一つである刑事心理學を根據とした學者から唱へらるゝのである、刑事心理學に據ると人間の精神作用の實際に働く關係、喜怒哀樂の現はるゝ所から觀察して行くのであるから餘程具體的になる、人の働きつゝある所を觀察實驗して極めて行くのであるから餘程實際に近附いて來る、刑事實驗心理學が此頃發達して、それが爲めに人の性格を判斷するのが餘程具體的になつて來たのである、定型的では一般的の價値しかないと思なければならぬが、心理的に分析するやり方は則ち犯罪

人の現はした行動、それは表象運動と稱する、其表象運動の種類を觀察して、さうして仔細の點から犯人の性質を調べるのであります、例を擧げて申しますれば、或罪人の述べた事項の内容を考へ、さうして彼の知識の程度はどの位の所まであるやを判斷する、彼の述べた所が卑近のものであれば知識が低い、高尚であれば彼は知識があるといふことが分る、即ち表象運動の種類に依つて判斷することになる、それから又自己及び他人の關係に於て彼が人を憎む、憎むのはどういふ事情からであるかといふことより其犯人の道德感情の度を測ることが出来る、要するに犯罪人に付き或刺戟より五感の作用の動くことを精密に見れば宜い、或刺戟から犯罪人が現した所の表象運動の種類を取調べる、犯人を目前に置いて現に検査し、或は犯人が過去に於て觸れた所の事柄若くは彼の行動其物から判斷して行くこと、即ち實際に犯人が表象したる所の運動の種類から彼の精神状態を判斷すべきものであるといふ見解である、此點に於て尙ほ一言申して置きたいのは、人の意思行為である、犯人は或考をしてそれから或行動をするものであるから、人の意思行動といふものは必ず何等かの刺戟がなければ出來ない、何等の刺戟がなくて意思が極り、又行動をするものでない、人を殺したと云へば怨があるとか或は親の仇を報ひたとか、或は極く悪いのは人を殺すことを樂みとするとか、色々あるが、一般に刺戟から感情が動いて意思が極るのである、其意思が極つて外界に發表して行為になるのであるから、凡そ人間の行動には必ず興味といふものがある、此興味を感ずるのは外界の刺戟が本である、人の意思行為といふものは總て外界の刺戟が一方に於て土臺になり、さうして彼の性格は感情として現

はれる、之に結び附いて意思が現はれて外界に向つて發動することになる、それであるから表象運動の種類を調べると彼の性質はどの位のものであるといふことが分る、行動の原因が純粹の社會關係にあつた時には彼の性格は普通より悪いとは云へない、例へて言ふて見たならば自分が病氣をして何事も出来ない、さうして又其家内の者もそれまで自分の病氣を看護して一家を經營したのに急に怪我をしたとか或は病氣になる、さうして子供が二三人もあつたとすれば何とかしなければ生きて居れなくなる、如何に性格が良くても何物かあつたならばそれを持つて來て仕舞ふといふことは人間が生物として自己保存といふ必要からやることになる、斯ういふやうな場合に於ては彼の性格が悪いかといへば、普通の人より悪いのではない、仕方がないのでさういふことをしたといふことになる、それであるから外界の刺戟が強かつたときには犯人の性格が悪いといふことは言へぬ、之に反し外界の刺戟がないに拘らず悪いことをしたといふことになれば彼の性格は必ず悪いと謂はなければならぬ、例へて言つて見れば舊刑法の時代には拘摸を商賣にして仕事の様にした者が澤山あつた、斯ういふのは何にも別の刺戟はなくして唯慣習的にさういふことを以て仕事とするのである、即ち人格が悪いから犯罪をする、又賭博にしてもさうである、所謂博徒といふものになると明けても暮れても賭博を以て仕事として居る、繩張を作る、或は親分の爲めに働く、其間に別の社會刺戟はない、其性格が慣習的に悪くなつたといふことになる、それであるから外界の刺戟が多少あつてそれと性格とが伴ふて犯罪をしたのであると改善可能であるが、何も刺戟がないのに犯罪するのは殆ど改善は困難になるのである、そ

れ故に刺戟の關係から犯罪人の表象運動を取調べて、さうして性格を判断すると餘程具體的になる、それに付ては犯罪をした徑路を尋ねて見ても分るし、更に犯人を目前に置いて具體的に或方法を以て彼に表象運動を爲さしめ、さうしてそれを觀察すると相當な程度までは性格を考察することが出来る、斯様な方法が今日段々發達しつゝある所である、勿論諸君の知らるゝ通り、人の性格なるものは醫師が顯微鏡を以て赤痢や虎列刺のバルチスを見て、是は赤痢、虎列刺なりと診斷するやうな譯には行かぬ、今日の所未だ完全なる結果にまで發達して居りませぬが、併しながら右の程度まで發達したのは既に非常なる發達と云はなければならぬ、人の性格が大體斯ういふものだから分つて來るに依つて始めて罪人に付て個別的取扱ひ、即ち此人間は斯ういふ風に處置してやらなければならぬ、此人間は斯うしてやらなければならぬといふ、個別的處置が右學問上の基礎が出来ましてから始めて行ひ得るのである、人は法律の前に於て平等なり、人には不平等はない、皆同じものであるとしたならば、罪の重い輕いに依つて處置をするより仕方がない、又監獄から出た時もさうである、人間は皆同じものである、性は善なりといつたならば皆同じ方法を以て取扱へば宜い、即ち萬病に煎藥を與へれば宜いといふ筆法である、舊學派のやり方は全く其通りで千遍一律に人を見る、人は皆同じであるとするのである、新學派はそれではいかぬといふので、犯人を個別的に處置するやうになつたのは一大進歩と見なければならぬ、諸君も免囚保護に關係され、又それ以外に於ても御職掌上個人に多く接して居らるゝから、人には色々な人間があることは能く御承知のことである、要するに各性格に應じて然るべき方法を講じなければ免囚保護の目的を達することが出来ぬといふのが近時の學問上の理法であります。

譚 議

處務片言 (其九)

在廣陵 真趣齋學人

綱領

上官の一言に悉く唯諾を表するは眞善にあらず若し言議合はされは退ひて商量し公の爲めに謀りて竟に従ふ能はずんは和悦して進言するの忠僚を俟つ

文書

日常百般の事務を簡便に處理するは取扱手續の整頓に俟たざるべからず處務規程の明瞭を缺き錯綜識別し難きは指導標なき山徑を行くが如し

戒護

墻屏の低きを懼るゝ莫れ己か心を以て墻屏に代へよ破獄逃走は物質的堅固のみにて豫防し難し聳耳瞻目の前には斯の如き不祥事なし油斷大敵也

作業

米麥の價格が在盛人費の豫算平均石代を倍加せんとするの今日は一般勞働賃銀も既に高上せり此時此際作業工錢の値上を斷行するは正當の理由あり

會計

消極的に事後の計算のみに没頭するは會計事務の本領にあらず須らく進んで豫算の運用を滑にし用度と應呼して經費の節減を劃策すべし

領置

疎畧に流れ不整理に陥り易きは保管物品に附隨する處の通弊なりとす主任者は時々實地に就き保管方法の善惡と適否を查察するを要す

用度

高價なる購入品は嚴密なる手續ありて過當なる支拂を避け得べきも些少の物品は動もすれば價格の不當を免かれず買ひ馴ざる物品は日常出入の商人外に就き見積を徴すべし

教務

稠人廣坐の講説は一層に腹稿を精鍊せざる

醫務

べからず我口より出づる言語が我耳に入りて自ら快感を覺へざるときは決して他人を服し難し

職司として立つもの人の生命を預るほど重



且つ貴きはなし他の疾患を見て己れ病むが如きの心懸あるものは眞に責任を知るの仁術者なり

罪名	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
	現	在	現	在	增	減	增	減
竊盜	二五,五一一	二六,二四二	二五,四九四	二五,八八六	一四七	四	八九五	七
強盜	二,四八三	二,四九九	二,五八〇	二,四八六	四	△	七七	三
賭博及七富籤	二,九五三	三,〇五五	三,〇〇二	五,八八六	一三〇	△	五三	三
詐欺及七恐喝	五,八〇七	五,九二九	五,九二九	五,六〇〇	四三	△	三二九	三

大正六年八月末日現在在監受刑者罪名表

(△、減)

受刑者年齡	受刑者數	初犯	再犯	合計	拘留		刑罰		合計
					留	計	六月以下	三月以下	
十八歲未滿	一,七八三	一,九四八	一,九二一	一,八五七	一,八五七	一,八五七	一,八五七	一,八五七	一,八五七
二十歲未滿	二,四二〇	一,一三八	二,五五八	二,四九七	二,四九七	二,四九七	二,四九七	二,四九七	二,四九七
二十歲以上	四三,九九四	一,七四三	四五,七〇三						
計	四八,一七七	二,〇一九	五〇,一九六						

大正六年八月末日現在在受刑者刑名表

(△、減)

刑罰	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	六月以下	三月以下	役		監		合計		
									無期	計	無期	計			
無期	四九四	二一	五二五	八八一	一,三〇六	一,〇四七	九,四九〇	六,八一六	六,二九八	八,八九六	八,四三六	四,六五三	一,一六	一六四	一,九一八
十五年以上	八六四	三七	九〇一	八八一	一,三〇六	一,〇四七	九,四九〇	六,八一六	六,二九八	八,八九六	八,四三六	四,六五三	一,一六	一六四	一,九一八
十五年未滿	一,二九一	四八	一,三三九	九,三七七	七,二四八	六,五五二	九,六九三	八,六一七	四,三三一	一,一六一	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八
十年以下	九,一三四	二二七	九,三六六	七,二四八	六,五五二	九,六九三	八,六一七	四,三三一	一,一六一	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八	一,九一八
五年以下	七,〇二五	二六八	七,二九三	六,六九一	九,七三九	八,五七一	四,二九一	一,一三五	四九,八四六	四九,六八二	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八
三年以下	六,四一〇	二八一	六,六九一	九,七三九	八,五七一	四,二九一	一,一三五	四九,八四六	四九,六八二	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八	一,九一八
六月以下	九,三三三	三六六	九,六九三	八,六一七	四,三三一	一,一六一	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八
三月以下	八,二〇二	三六九	八,五七一	四,二九一	一,一三五	四九,八四六	四九,六八二	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八
計	四,〇七一	二二〇	四,二九一	一,一三五	四九,八四六	四九,六八二	四七,九二八	一,一六	一六四	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八

寄書

特種部落民と犯罪

福岡 坊谷 哲 公

彼等は其境遇の然らしむる爲めか僻み根性が強く、我々を馬鹿にすると、いふ先入主の。誤解からして特種部落など、言はうものなら非常に怒る新平民は尙悪い。穢多ども言ふならば時と場合によりては生命懸けの大事となる。さればとて別に彼等に與ふべき適當の代名詞がないので、或場所では後進部落など、彼等自身で命名して居るものもある。これも適當の名稱ではないから、矢張特種部落民と呼ぶの外はあるまいか。無理に特別な名前をつける必要がないといふかも知らぬが、客觀的に之を研究し之を批評する手續上、たゞ例のがでは要領を得るものでない。故に甚だ失敬では

あるが、一般の特別稱呼例に由つて特種部落といふのである。

予は先年奈良縣に長く居つた因縁上、同縣の委囑を受けて公務の餘暇を以て、折節同地の特種部落に行つて見た事がある。併し講話以外手に對して該部落研究の便宜があつた爲め、予自身にとりては下層社會研究上多大の利益を得たのである、之を犯罪豫防又は在監中の特種部落民處遇、將た又免囚保護の上に應用して考察を試むるは決して無用の業であるまいと考へる、今は主として該部落の如何なるものなりやといふ一般的狀況を述べて見る事としたのである。

抑穢多の語は屠者(エトリ)の轉稱で、中世以後平民の下位に列せる一種賤民の稱である。和訓栞には穢多と書いてエトリの轉なるべしといひ、和名抄には屠兒をエトリと讀んである。屠兒とは牛馬を殺してその皮を剥ぎ、又はその肉を販賣するもの、稱である。穢多といふ文字を充つるは穩就て多くの考慮を費さなかつたが、調査觀察度を重ぬるに従ひ、如何にも特種の特種たる點が了解出来る様になつた。就中其重要なもの數點を擧ぐれば

第一、不潔。總じて彼等は貧困である。貧困者は不潔になり易い。平民でも華族でもであるが、彼等は貧困ならざるものもまた不潔の極を盡して居る。それも先祖代々然りである。其不潔積りて臭氣鼻を衝き嘔吐を催すに至るのである。殊に皮類を扱ふものに至つては一層甚だしい。寺院などは先づ比較的清潔であるけれども、座敷の疊に浸染して居る塵埃の爲めに、白足袋の如きは一度で眞黒になる。手水の設備なき、上草履の用意なき便所は十中七八である。予は此以上彼等の裏面を諸君の前に曝露して不快の感を挑發する事を敢てせぬが、唯一寸奇妙に感ずるは傳染病の滅多に彼等部落には侵入せぬ事である。彼等部落の消極的威力に畏れて流行病のバチルスも避けて寄ら

當ならざるが如くなれども、其生業より見れば亦當らざるにもあらずである。其稱呼は諸國一定せず、或は長吏、長吏坊、番太、河原者、皮田、皮坊、人外等と云ひ、一般に極めて擯斥せられて居る。山村僻地に住みて別に一部落を爲し、結婚は勿論、殆どすべての交際は同種族間にのみ限られて居つた。明治四年八月二十八日に至り穢多非人等の稱を廢し、身分職業共に平民同様たるべき旨を令せられ、同日穢多非人等を一般民籍に編入し地租其外一切平民同様に取扱ふべき旨、府縣へ令せらるゝに及んで、始めて多年の屈辱を免るゝを得た。けれども人は猶ほ忌避して新平民と稱し、これを輕んずる風未だ全く滅せず。されども今や同類中には巨萬の富を積み、飽食暖衣逸居して風流に一生を送るものもあれば、名譽の職に就くものもある。一説には穢多は外國人であるともいふが、或は然らんといふの外未だ十分の考證はない予は此特種部落の名稱が那邊より出でたるやに

ざるものか、或は思ふに不潔も或程度に達し而かもこれが遺傳となり習慣となりては、我々が感ずる程に感せずして反つて氣樂に動物的生活を爲すに至るためであるかも知れぬ。又一面より見る時は彼等の體質は甚だ健全で、殊に抵抗力を豊富に有して居る。胃腸などは如何なる作用かは知らぬも解釋が出来る、若し夫れ此部落に一度流行病の侵入したる以上は容易に防止する事は出来まい。

第二、不秩序。これも野蠻の人種には附屬するものであるが、家庭内の器具の不整理、時間の觀念の不明、禮儀作法の無頓着、此種部落は秩序の紊亂したところはない。それでも寺の僧侶や學校の教師には比較的尊敬の意を表する。夏分は子供は眞裸、大人でも僅に褌と二布を纏ふのみで駐在所の巡查も閉口して居る。

第三、殺伐。すぐ喧嘩する。小さい子供の石投より

大人の刃物三昧に至るまで、實に能く喧嘩する事此部落の特色である。その原因は一般に動物的な爲めではあるが、職業の與ふる感化が與つて力あるのである。屠者即ち牛馬を屠殺するもの、犬猫を撲殺するものが多い爲めに、且つそれが長い間の習慣となれる爲めに、人間を傷害すること犬殺伐の氣風が彼等の頭の奥底にまで根を造つて居る、彼等の人相の悪いのもその爲めに外ならぬ、又或部落の屠牛所へ毎日生血を呑みに来る同部落の肺患者があるが、牛の首を打落すと同時に瀧の如くに流れ出づる生血を湯呑に受けてグツと一息に呑み干した跡の顔を見ると、末期に近い肺患者の青白い而して動物的な顔に、口の邊には赤い生血が縁取られて居る有様は、實に物凄いなのである。この事を聞いた。普通の人ではいかに牛の生血が起死回生の効果があるとしても、かういふやり方ではとても試みられぬであらうと思ふ。

第四、トラホーム。先きに予は同部落には流行病が比較的侵入せぬと申したが、トラホーム丈は盛に同部落に入つて到る處猖獗を逞うして居る。爲めに治療所を設けて大體の用心はして居るが根治する事が六ヶ敷い。不潔はトラホームの原因であるから、部落の家庭が清潔にならぬ以上該病の退治は六ヶ敷い。

第五、浪費。所謂買喰は盛に行はれる。大方の處では買喰は子供の惡癖となつて居るが、同部落では大人もやる。戸數百戸の部落に駄菓子屋が五軒位あつて、一軒の賣上高一年五百圓、即ち二戸の買喰費平均二十五圓である。彼の如き細民にして然りと云ふは非常の浪費である。云はねばならぬ。成程一面労働者として相當の勞銀を得ては居るもの、之を以て見ても彼等に貯蓄思想のない事が了解出来る。故に彼等は日々働いた金は間食又は酒食に費して不時の災難に對する心懸がない。労働者は晴天の人で雨天の時は寢るより外は

ない。二日も續いて雨が降れば鍋釜を提げて一六銀行に走るのが彼等の常態である。此點に於ては常に飲食のみを八ヶ間敷いふではない、一般經濟思想を養成せねばならぬ。或種の犯罪の原因は必ず此間に伏在して居る事は確かである。關西線に王子といふ驛があつて其六十丁西方に立野といふ部落がある。下駄の鼻緒を作つて一人一日一圓若くは一圓五十錢の仕事は女でも出来るといふのであるが、美食する事は非常なもので、大阪より珍らしい物を大和方面に輸入するや、此處で先づ第一にお初穂を試食するので、奈良とか郡山とか高田五條などの金満家は一日又は二日後れていなくては食ふ事を得ぬ状態である。勞銀が好いといふてもこんな有様はいつまでも身に纏繞を纏ひ、乞食小屋に起臥して動物と異なる所は更らない。

第六、娼靡。これは前の不秩序に入れても考察出来るが、随分甚だしいから別問題として見る。人の妻としての不貞操、是は素より未開地にはあ

り勝ちであるが、處女の不貞操が甚敷い。青年男女は未だ鼻垂小僧の時代から亂倫に陥つて居る。故に妊娠せざるに先つて結婚するは餘程成績の良い部であつて、多くは妊娠の結果袖で隠す能はざる爲めの結婚である。結婚後は一家……而かも甚だ小なる一家に紛然難然として起臥するの繁に堪へずして、家の後方又は側面に一坪又は三坪以内の小屋を増築して、之を以て新夫婦の家庭となすもの多く、其弟も然り孫も然り、故に彼等の部落の道路は真中に一路又は十字路の大通りがあつて其他は全く敷くやりの如くに迷路になつて居る。であるから一定の規律を以て通行は出来ないものである。かゝる状態によりて生育されたる子女は更にかゝる状態にて子女を養育す。曰く血族結婚、曰く野合、曰く早婚、曰く育児上の無智識、思ふて此に至るときは彼等の前途は實に憐れなるものである。

第七、團結心の強き事。これは善用さへすれば

良成績を得るのであるが、彼等の團結心の強きは一種の敵愾心に出でたる餅みの結晶である、自己共は普通民から輕蔑と抑壓を受けて居る。いつても普通のものとは自分共を虐待せんとするから油断はならない。故に自分共は自分共の仲間を以て此に對抗せねばならぬといふ趣意から出た團結心であるから、其進り出づるに當つては随分猛烈である。近くは有名な福岡暴動事件の如きは適例であらう。何にしても此部落が一騒動したと云ふ厄介千萬のものである。生命懸で動物的で反社会的である。

第八、犯罪の巢窟。前陳の如くあらゆる惡徳を具備したる部落である以上は、犯罪に至る所に行はれ、何時にても遂行せられて居らねばならぬ割合であるが、それにしては比較的犯罪件数の少きは何の爲めであるか。申すまでもなく是は信仰の力である。全國の特種部落民は多くは眞宗の門徒であるが、眞宗は平等の救済を標榜し、王公も非

人も信仰を得る以上は一味平等の利益に預るといふのが、其教義の骨子である。現世に於てはたとひ身は卑賤に生るといへども、是は前業の所感致方なし。未來はうるさい寐間から光りかやくやう安養の淨刹に往生し得るといふ教義には部落民として涙と共に感謝せざるを得ないのである。此信仰よりして日夜稱名念佛して御禮をいふて居るのが彼等の信仰状態である。故に一面に於ては非常に墮落して居る境遇に在りながら、比較的犯罪が少いのである。普通人に於ても宗教の盛行せる所には犯罪の率が低いのを見ても分る。特種民の犯罪も多大数は竊盜、就中森林盜伐、野荒し、賭博に次では傷害、殺人が多い。殺人中嬰兒殺は滅多にない、是は彼等に一種の宗教的信條があつての事である。殺伐的犯罪の普通人に比較して一倍半若くは二倍の數に上つて居るのは獨り奈良地方のみではあるまいと思はれる。福岡地方の状況は今や研究中であるが、奈良地方の靜止的であるに

反して福岡地方の活動的なる爲め、原籍や現住地を注意の中心において調べても、遺漏なきを保せざる狀況である。況や職業の如きも今日では餘程散雜的になつて來た模様がある。司法省の方で全國特種部落の犯罪狀況を調べられたならば餘程細正確なものが得られるではあるまいか。

以上述ぶる所によりて大體は盡きた事と思ふが此に對して免因保護の方法は如何にして宜敷きかを考へて見たい。

特種部落の存在する町村又は郡市に於ては必ず免因保護會を設立するの必要がある。併し特に保護會といふ専門的機關を存置するよりも矯風會の事業の一として取扱はしむるを以て適當とする。何となれば彼等の部落には前陳の狀況なるを以て家庭の改良と部落の矯風とは是非棄て、おかれぬ問題であるからである。何れでも矯風事業には府縣當路者は、勿論、郡市役所、警察官署、學校、寺院、町村役場等は關係して居る。又これらの機

關が關係なしには完全に事業が進むものではないのであるから、免囚保護事業もこれらの人や機關によりて一所に行はれたならば屹度成功する。元來彼等は屢耻の念慚愧の心薄く、出獄人でもあれば團體で監獄の門前に迎へる位のもの故竊盜や賭博位は罰する方が酷である位に考へて居る。普通の免囚保護の如く職業の世話も入らず、家庭の融和も要なし。社會的制裁を緩和するの必要はないが、一面道義心の涵養と法律規則の遵守と、惡戯の禁止、貯蓄心の獎勵等には重きをおいて一生懸命にやらねばなるまいと思ふ。

改めて言ふ特種部落は犯罪的に組織されて居るのであるが、比較的犯罪の少いのは幸に信仰の力で喰ひ止めて居るのである。それにしてもとりわけ殺伐なる犯罪や竊盜常習等が多く輩出するのは特種部落の特色である以上、速に一種の免囚保護會を設立せねばならぬ。其保護會は風俗改良的のものでなくてはならぬので、普通の保護會とは聊

か選を異にすべきである。終りに臨み、特種部落出身の陸海軍將校、判檢事、知名の學者諸君等に敬意を表す。

○監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂

○指紋に就て

指紋現場検査に付き今日迄知られたる Solmei-DuBois 法ドユボア氏法ストーキス氏法ビルンステルゲル氏法あり。

シユナイデル氏法は少くとも他の諸法に比し高價ならず多くの場合は反て安價なり

材料の缺乏に際しビルンステルゲル氏法にては必要なる材料を迅速に調達すること不可能なり

他の諸法に指紋の保護に於てシユナイデル氏法の確實にして便利なるに及ばず

ドユボア氏法ストーキス氏法ビルンステルゲル氏法等は指紋を比較するとき何れも鏡を以てせざる

べからず

シユナイデル氏法は凡ての上述の方法殊にビルンステルゲル氏法等に對し其過失なく確實に作業せられ且艱難なく豫習もなく實行者の熟練を要せざること並に乾燥の儘作業し得るにより濕潤することにより起り易き失策を避け得るに於て遙に優越せり加之非常に迅速に作業することを得此等の性質あるにより他の方法にては非常に巧妙なる熟練せる専門家の手によりても尙シユナイデル氏法によるものに當りたる成績を得るに關らず此法にては檢事、判事、巡查、憲兵等により豫習を要せずして好成績を挙げ得べし

指紋移寫には種々の方法あれども何れも缺點あり殊に注意すべき缺點は膠質材の不透明なるにあり茲に一新法あり本法は實行の容易なること及び前述の缺點を少くせることにより他の方法に優ると云ふ

膠着力を大にする爲五十%グリセリン及び五十%

グミ液よりなる混合物を柔軟なる海綿を以て塗抹し乾燥せるゲラチン紙を用う此ゲラチン紙を指紋を掩ふに必要な大きさの約二倍の長さに取り之を半折し上半の一隅を切除して目標となし全ゲラチン紙の内面を濕潤せる軟き海綿を以てなすりて膠着性となし下半の濕潤面を撒粉せる指紋上に横ふ氣泡は直ちに認知せられ輕觸によりて容易に除去し能くゲラチン紙は附着せる指紋と共に剝取し他の一半を其上に合する時は兩面より見得べき實像及鏡像の兩者を得べし

Dr. Kog. K. I. は潜在性指紋の移寫に「グリセリンライム」を塗布せる「イーストマンロールフィルム」の「フオーリー」を推奨せり先づ白グリセリン十五瓦蒸餾水百立方仙迷「サリチール酸〇、三瓦を混和し之を水浴上に解かし純グリセリン三〇立方仙迷を加へたる溶液を作り其尙温暖な毛の刷毛で以て之を一の板上固定せる「フオーリー」に塗布し「グリセリンライム」溶液を塗布せる薄き「セルロイドフ

「オトリ」は二十四時間水中に置き次に適宜の大きに切り「シユナイデルフオトリ」に於けるが如く薄き「セルロイド」板を以て掩ふ撒粉としては「シユナイデル」の撒粉又は同様な撒粉を用ゆ。見悪き指紋の現出に對する新試薬 Iochamarzo, は指紋法に應用せる二十一種の試薬を列記したる後二三の新試薬を推奨せり。黒地の上に指紋を現はすに酸化亞鉛を用ゐる時は同一目的に用ゐられたる他の撒粉に比し劣ることなく或場合には反て優越せる結果を來すことを述べ尙ほ石松子末に混和せる沃度エオジン粉を用ふることを推挙したる「沃度エオジン粉カプセル」に入れ之を熱するときは沃度の蒸氣を發生し紙、硝子等の上に指紋をあらはしかくして得たる指紋は充分耐久性なりとし最後に尙紙上に紙紋を現はす爲白金炭を奨め其量は極めて少量にてよろしく或場合には他の試薬を以て現はし得ざりしものを之より明示することを得たりと云ふ。

○最近の犯罪に關する著書左に掲ぐ
第七回國際的犯罪人類學會報告
Bericht über den 7. internationalen Kongress für Kriminalanthropologie Köln a. Rh. 9-13. Okt 1911.
Herausg. von g. aschaffenburg u. Partenheimer Herderberg.
犯罪心理學 Kaufmann, m. Die Psychologie des Verbrachens berlin. Mit aff. u. 7. Tai.
犯罪人類學 Kriminalanthropologie, ergebnisse des jahres 1911. bearb. von. L. M. Kösscher, ains jahresber. f. Neurol. u. Psych. Berlin.
○本邦の指紋は監獄局に於て保管せられ目下原紙總數は三十萬枚を超へて顯著なる成績を收め指紋に由て累犯を發見する比例は三分の一強に當ると云ふ即ち明治四十三年指紋部創設以來大正四年に至る七年間各検事局監獄警察等より對照を求め來れる數と同部に於て累犯を發見したる數は左の如

對照數 檢事局 監獄 警察 計
七四一 二七五八 四八八〇 八三七九
累犯發見數 二七三 六六六一 七九九 二七三八
尙ほ指紋部に於て原紙整理の際累犯者を發見したるもの七百八十五件ありしを以て合計三千五百二十二件なりと云ふ

○幼年者の犯罪

一九〇九年九月一日より一九一〇年三月一日に至るに六ヶ月間にアンハイム幼年裁判所にて裁判されたるもの、中より八十五例を選び種々の事實につき調査せり其結果の概要を抄録すれば左の如し即ち右八十五例中十六例(一八、八二%)は女子にして六十九例(八一、一八%)は男子と云ひ Griehle 氏は先づ其女子十六名の出處職業を記載し次で十六名中二名は私生兒をして判決の年齢別は十五歳のもの三、十六歳のもの二、十七歳のもの六、十八歳のもの四、十九歳のもの一、罪名は竊盜十五

詐欺三、横領罪二、所有權侵害罪二〇、違警罪二、平均女子一人にて行へる犯罪件數は一、三七に相當すと云ひ處罰は譴責四、一〇馬克の罰金刑一、禁錮刑十四、禁錮刑は最輕二日間最重三ヶ月間、禁錮刑平均日數十五日五分二なりとし男子六十九名の中處、職業を明細に記載し、その中四名は私生兒(五、八%) 犯罪件數六十九累犯に於ては二回のもの七、三回のもの五、四回のもの一、五回のもの二、六回七回のもの共に一、合計十七件とす而して初犯の年齢關係及犯罪の種類を記載し各犯罪者の行ふ犯罪件數は平均一、九〇に當り其等の各種計算よりしてアンハイム幼年裁判所にて判決されたるもの、中八一、八一%は男子にして女子は一八、八一%に過らず全數中五八、八二%はその土地の住民にて全數の六十二一三十五%は大都市より出て全數の七、〇六%は私生兒、全數の六五、四七%は獨立生活を營むものなりと云ふ尙初犯年齢を示す曲線を作りこれによりて見るに初犯の線は女

子に於ては十六歳急に殆最高に達しそれより後その殆んど平等に増加しその以後も亦高位を保つものなるに反し男子に於ては十五歳に於て反社會的行爲頗多く同年の初犯者は十六歳の初犯者を超過すること遙かに大なり(こは學校卒業時期の爲ならむかど説明せり)最高數は十八歳とし即全犯罪性少年者の約三分の一は十八歳に於て第一回の犯罪をなす者にして約六分の一は學校卒業年齢に於て初犯をなすものなりと尙氏は累犯關係を一目のもとに窺ひ得るに便利なる表を示し最後に幼年裁判所より科刑されたる刑期を犯罪行爲の輕重と比較したる表を示せり同表にて上方の曲線は刑の種類、下の曲線は禁錮の程度を示すものなり、これによれば禁錮刑中最も多きは一乃至二週間のものなりと云ふ

○北亞米利加合衆國に於ける幼年犯罪者
Giddens 氏は亞米利加に於て幼年犯罪者を研究したる結果を詳細且批評的に論述せり而してこれに

よれば報復刑を全然否認せるものなりとの一般的結論に到達し又幼年犯罪はその實一種の社會的疾風に外ならずして眞の犯罪ならず、されば其等に對して須らく保護又は治療を施さるべからざるものなり此の理想に基けば亞米利加に於て行はるゝ犯罪性幼年者に對する制度は疑もなく十分の價値を有するものにして獨逸に於ても亦同法の應用を見れば幸福の極みなりと云ひ、尙氏は獨逸に於て行はるゝ幼年裁判が有名無實のものなり即事實に於てはその裁判により刑の有無を定められたる兒童は常に監獄にのみ收容せられ、それ等可憐の幼年犯罪者は何等これに對する高等教育所の設備なく又た完備せる保護院並に監督組織等を缺くものなり今にして國家がこの幼年犯罪保護者に關して覺醒し根本的改良を施さるにあらざれば義務教育に於て赫々たる法令も何等他に價値なきものとして止まるに過ぎざるべし云々と述べたり。

犯罪の原因及豫防(承第三十號 第九號)

日本犯罪學會々員 澤田順次郎

三 精神病の遺傳

例として精神病の遺傳を示すであらう。精神病は前に言へる如く、直接にも、又間接にも遺傳するのみならず、之れに類似せる疾病、例へば神經病、酒精中毒、病的異常氣質等から、來たることもある。けれども遺傳素因は、其の存在する場合と雖も、其の父若しくは母にある場合と、祖父父母若しくは伯叔父母等に、存する場合とに依つて、其の子孫に遺傳する状態は、一樣でないで、近來此れ等遺傳の状態を研究するには、當だ精神病者のみらず健全なる者をも加へて、調査しなくてはならぬこととなつた。

恚ふいふ説を唱へ出した人は、コルレル氏で、一千八百九十五年に、初めてチュロツヒに於いて、遺傳の關係を調査した。其の時コルレル氏

は、

健者の精神病的素因は五五、九病者の精神病的素因は七六、八

で、其の差の甚はだ小なることを知つた。

古は遺傳の總數で、單に健者と、病者との二種に分けたのであるが、更に其の遺傳的關係を、近親の度即ち、

- 一 父母の遺傳
 - 二 祖父、祖母の遺傳
 - 三 伯父、伯母の遺傳
 - 四 叔父、叔母の遺傳
 - 五 兄弟、姉妹の遺傳
- 等に區分し、又其の遺傳素因の性質

- 一 精神病者
- 二 神經病者
- 三 卒中
- 四 老性癡狂
- 五 飲酒者
- 六 異常氣質
- 七 自殺

等に分けて、調査したところが、健者と病者との間に、著しい差異のあることを發見した。これを詳かに言へば、直接遺傳即ち父母の遺傳素因は健者に於いては二八、一であるのに、病者に於いては五七、三の多きに達し、特に直接同種遺傳に於いては、父母の精神病が、直接其の子に遺傳するのと頗る多く、其の數は健者に數倍して居る。

コルレル氏の後に、ヂエム氏が出で、一千九百五年にチユーリツヒに於いて、矢張前と同様な調査を行つた。其の結果に依ると、健者の有する精神病的遺傳總數は、六九、九、精神病者の有するものは七七、〇で、其の差は些少であるけれども、直接同種遺傳に於いて、精神病者の有する數は、健者の有する數に比して四倍多く、間接遺傳殊に祖父母、其の他の遠い親族の精神病的素因は却つて健者よりも、四倍少なきことを確めたのである。

右の事實に依つて、健者の遺傳的素因は、直接

關係があつて、惡人の出るのは、境遇の惡感化も與つて力あること、既に述べた如くであるが、惡人は社會的の外に、尙ほ重大なる關係を有するものあることを、記憶しなくてはならぬ。之れは即ち個人的特質(不良性の遺傳)で、人には生來的に、不良なる者があると、いふ結論になるのである。

孔孟の性善説にも、異論を挾む者が、古から多く、同じ流を汲む學者の中でも、老子、莊子等の如く、孔孟に反對する者もある。我が國では近年まで、孔孟の言を金科玉條と信じて、其の説を墨守して來たが、今日は一部の舊道徳家を除く外には、殆んど此の性善説を、信する者なきに至つた蓋し科學上から言ふと、人心なるものは舊道徳家の思考するが如く、完全無缺なるものではなくして、初めは極めて單純劣等なる心性から、次第に發達進化して、今日の條く複雑なる人心となつたものであれば、人心をもつて初めから、金甌無缺

遺傳よりも、間接遺傳即ち遠い親族に於いて多く、之れに反して病者の遺傳的素因は間接遺傳よりも、直接遺傳即ち父母に於いて、最も多いことが知らるゝ、これは極めて肝要なことで、遺傳と犯罪との關係に於いて、注意を要するところである。

箇様にして遺傳した精神病者の子孫と、犯罪との關係は、後ちに述ぶるであらう。

四 遺傳學上より觀たる人性

精神病が遺傳するのみならず、心性の遺傳することも事實である。然る時は生來的で、惡性を有するもの、或ひは良性を有する者のあるべきは、當然と謂はねばならぬ。古人は人性を善として、不善なるものは、周圍の惡感化に依つて、變じたもの即ち家庭、交友、教育等の惡しき爲めで、生來的に不良なる者は、決して無いと言つた。それは支那の孔孟説である。

孔孟の言ふまでもなく、人と境遇とは密接なる

なるものと爲すのは、誤謬の大なるものと謂はねばならぬ。

五 犯罪定型

前述の如く、人性はもと不純潔で、無垢のものでないとするれば、生まれながらにして不良なる者即ち先天性犯罪者のあるべきは、論を俟たぬ。先天性犯罪者とは、遺傳的犯罪者のことで、生來的に罪を犯すもの、謂ひである。

此の説は、久しい以前から、一部の刑法學者、精神病學者、骨相學者及び監獄官等の、腦裡に浮動しつゝあつたところで、既に一千八百五十二年に英國アレクソン監獄の、教誨師クレイ氏の如きは人の不良行爲の、極めて幼少なる時代に、胚胎することを知つて、其の意見を當局者に開陳したことがあつた。

けれどもクレイ氏の説は、未だ不良行爲の、全く先天に出づることには、論究しなかつた。然るに一千八百七十六年に、伊太利のロムブローゾー氏

出で、人類學、精神病學、及び刑法學上から、初めて先天犯罪論を唱ふるに至つたのは、特筆大書せざるべからざるところである。左に氏の説を述ぶるに先だつて、參考の爲め、其の人の經歷を一言するであらう。

ロムプロゾー氏は一商人の子で、一千八百三十六年に伊太利のウエロナ市に生まれた。幼い時から學問を好んで、言語學と史學とを修め、十四歳の時には羅馬の衰亡と題せる一書を著はして、其の名を知らるゝに至つた。後ち醫者になる意でバシア大學に入つて、醫學を修め、一千八百五十九年即ち二十三歳の時に、同地で醫術を開業した。

ロムプロゾー氏の専門は、精神病學で、學生時代から深き趣味を有し、之れに關する二三の著述を爲した。尙、ウキンで精神病學を研究中、伊太利と埃地利との間に、戰爭が起つて、歸國しな

治療に従事した。戰爭が濟んで後ち、一千八百六十二年に、バプリア大學の精神病學、及び法醫學の講師となり、二年にして教授に進み、兼ねて同大學の附屬精神病院の長に擧げられた。

其の頃であつた。ロムプロゾー氏は一日、死刑人の死體を解剖するに當つて、其の頭蓋骨及び他の部分に、常人と趣きを異にせる點あるに着目し、それから業務の餘暇に、犯罪者の頭骨及び體格の測定を始めたのである。

何事にも熱心であるロムプロゾー氏は、此の方面にも力を竭くし、數多の材料を集めて、之れが比較研究を爲した結果、犯罪者の體格と、犯罪との間に、一定の關係あることを發見して、其の研究を公にするに至つた。時に一千八百七十七年で、氏がナウリン大學に轉じた年である。

其の書は「刑事人類學及び精神病學上より見たる犯罪人」と題したもので、犯罪の研究に、一新機軸を出し、學術界に光明を與へたものと謂ふを

憚らぬのである。

茲にロムプロゾー氏の所説を述ぶるに就いては從來の犯罪研究法を一言しなくてはならぬ。從來の研究家は、犯罪の行爲に重きを置いて、身體と犯罪との關係の如きは、殆んど注意するところがなかつた。而かも其の原因は、家庭、交友、教育等境遇の惡感化にあると信じ、單に刑を重くし、罰を嚴にして、犯罪を防遏することにのみ力を竭くした。

然るに犯罪者には、習慣的なる者がある。或ひは衝動的に出づる者がある。或ひは或る種の犯罪は、或る特殊の人に限られたるが如く、犯罪と其の人と、深く關係するものがある。斯かる事實に對しても、司獄官、法律家等は、何等の注意を拂はなかつたので、苦心して行ふところの豫防法は何の效果も奏しなかつたのである。ロムプロゾー氏は之れに反對した。

氏の説に依れば、身體と犯罪との間に、一定の

關係があつて、犯罪の種類は人に依つて異なるので、犯罪を豫防するには、惡質者を除くこと、即ち遺傳素因を絶つて、犯罪性を去るにありと言つた。斯くの如くして、氏の監獄制度の改良等に關する意見は、世界の刑法學者、及び司獄官等の注意を惹くに至つた。

ロムプロゾー氏の研究は、全く人類學、醫學及び心理學の原理から來たもので、十分なる根據の上に立てられたことは、從來刑法學に類のないところである。氏は斯くの如き人格と、犯罪との關係を論ずるものを稱して、刑事人類學と名づけた。これからして刑事人類學は、一學科として、刑法學者、法醫學者、人類學者、心理學者及び實地司獄の任に當たる人々の、講究するところとなつて、氏の名聲は、此の刑事人類學と共に、世界に轟くに至つた。

右の如く人體と犯罪との關係に就き、ロムプロゾー氏は、其の特徴を有するものを、先天性犯罪

者と名づけ、之れに對して其の特徴をば、犯罪定型 Criminale Type. と呼んだ。氏が其の研究に要した頭骨のみでも、其の數は實に六百七十九個の多數に上つたといふことである。

- 一 尖頭さて頭の突れる者、
- 二 前頭削殺さて、前頭が削つた如くて斜めになつた者、
- 三 中央後頭窩さて、後頭の中央部の陥凹せるもの、
- 四 後頭隆起さて、前者の反對に後頭の著しく隆起したものの、
- 五 顛頂左右不同さて、顛頂の左右が不同で、一方は高く、一方は低い者、
- 六 過大頭さて、比較的に頭部の大なるもの、
- 七 失小頭さて、前者の反對に頭の小さなもの、
- 八 顔面過大さて、顔面の過大なる者へ此の場合に於いては、頭部は小さくある、
- 九 顔面失小さて、前者の反對で、顔の小さなもの、(之れと頭部と共に小なるものと、頭部のみ大なるものとある、)
- 十 短顛さて、顛が恰も削つた體で、短い者、此の種の者は、本邦人に多くある、
- 十一 下顛突出さて、前者の反對に、上顛が著しく突出して、

古的に原人の性質を、現はし來たることの謂ひである。之れを換言すると、原人の特質を有するもので、其の犯罪性を帯びて居る所以は、原人に犯罪性があつたからである。尙、繰り返して之れを言へば、犯罪者は退化的のもので、進化の或る途中に於いて、停止したものである。それで犯罪者は、野蠻人に似て、其の智識と道德との開けないことは、小兒の如くである。

小兒と野蠻人との類似點に於いては、心理學者もいふところで、小兒の性質は剛情で、事理を解せぬ。野蠻人も頑強で、怒り易く、其の心は動き易くある。それで欲しい物があれば、誰の物でも構はず、之れを竊取し、或ひは掠奪するを常とし而して之れを悪事と思はぬ。

此の性情は、下等動物に行はれた優勝劣敗から來たもので、彼れ等は先天性の犯罪者である。斯かる犯罪性を有する、野蠻人から降つたものは、即ち現代人で、現代人に先天犯罪性を有するも

口を閉づると、上唇が下唇に掩はる者、(これも本邦人に少なくない、)

十二 顛骨突出さて、顛骨の著しく大なる者、(これは特に日本人に多いので、顛骨に日本骨の異名がある。)

此の外顔の形にも圓、三角、四角等種々あるし(これは前に記したから畧す)、齒牙四肢等にも、種々の特徴があるが、之れ等は次ぎに譲つて、茲で頭骨で最も著しい犯罪定型を示すと、

- 一 前頭の後方の引き込でる者
- 二 下頭の著しく突出せる者
- 三 顛骨の秀でた者

で此の相貌は、野蠻人に固有の型である。

六 隔世遺傳と犯罪

何ういふ理由で、犯罪者は生まれながらにして犯罪定型を有するであらうか。又其の犯罪定型の野蠻人に似て居るのは、何ういふ理由であるか。此の點に關しロムブロー氏は、之れを隔世遺傳の理に歸した。

隔世遺傳のことは、前に言つて置いた如く、復

の、存するは、怪しむに足らぬ。

以上はロムブロー氏の、説の概要であるが、氏の外にも之れと同説を唱へた學者が尠なくない左に其の概要を述ぶるであらう。

ロムブロー氏と殆んど同時に、ボルヂールといへる學者があつて、犯罪者の頭蓋骨を研究した氏は佛國の人類學者で、プロカ氏の謂はゆる原人(洞窟にあつたといふ古代人)の頭蓋骨と比較して、犯罪者の隔世遺傳を唱へた、

又、此の時に當つて、埃地利の精神病學者ベネダクト氏は、死刑になつた罪人の腦髓に就いて研究したが、其の結果に依ると、犯罪者の腦髓は常人のそれとは頗る趣きを異にして、却つて類人猿の腦髓に似たるどころあるを發見した。氏は之れに依つて、犯罪者の精神能力は、普通以下で、野蠻人若しくは原人の再現したものとの説を立てた。

如上兩氏の説は、ロムブロー氏の説に、一層の光彩を添へたるもので、犯罪者の隔世遺傳説は、

動かすべからざるものとなつた。而して一般の隔世遺傳の法則は、それを享くる人に於いては、肉體的方面も、將た又精神的方面も、相共に關係するものと信じたが、コランニ氏は、隔世遺傳から其の肉體的方面の要素を除いて、單純に道徳的要素のみに歸せしめんとした。

氏の説に依れば、道徳的特質のみが、退化したものであつて、犯罪者は唯だ道徳的に一種の新野蠻人となつて肉體には變はりがないのである。それで若し肉體上に異常があるとすれば、それは後天性即ち病的のものであらねばならぬ。

斯くの如くにしてロムプロゾー氏の犯罪定型論は、學者の信頼するところとなり、隨つて之れに關聯せる幾多の研究が行はれて、益々有力なる説となつたが、他方に於いては之れに反對する學者も多く出で、ロムプロゾー氏の説を排斥した。

其の反對者はタルド、ラカッサス、マノヴリールキルン、ドリル諸氏で、之れが爲めに犯罪定型論

近く、其の殘忍、貪慾及び猜疑心等の發達は、甚はだ似て居る。野獸の人家に忍び入つて、其の食物を盜食するのは、生存競争の上に於いて、免れざるどころであるけれども、家畜の如く人に依つて養はるゝものにあつてすら、盜心があつて、人の影が見えなければ、密かに窺ひ寄つて、之れを竊み去るが如き、吾人の常に經驗するところである。

此れ等の悪性が、隔世遺傳に依つて、人間に傳はつたものとすれば、人間の悪性の、據つて來られるところあるを知り得べきである。

斯くの如く、人間の悪性が、先天的に傳はつて何人も多少此の性情を有するけれども、智識と、道徳との力に依つて、其の素因を滅し、或ひは一旦罪惡の萌芽を生じて、之れを抑制して現はさざる否やとに依つて、世に善人と惡人とあるのである。即ち善人は其の非を悟つて、惡事を爲さざるもの、惡人は原始的の性情を、其の儘に有するもので、不完全なる人間と謂ふべきである。(未完)

は、一時勢力を墜し、學説としては、一般に信ぜられざるに至つた。けれども犯罪者に、變質徵候の多く存することは事實で、犯罪と隔世遺傳との關係の、到底没却すべからざることは、既に述べた如くである。

又犯罪者と、野蠻人の類似に就いても、反對論者の言ふが如く、決して無意味なものではない實際野蠻人の性質は、甚はだ殘忍で、愛情の如きも極めて乏しくして、怒る時は妻子兄弟の見境もなく、之れを殺傷して意に介することはない。又經濟的思想が發達せざる爲めに、所有物に對する道徳觀念が幼稚で、人の物を奪ふことを、何とも思はぬことは前に言つた如くである。

斯くの如く德義の、何たることを解せざる野蠻人に對して、假りに文明社會に行はるゝ法律を布くとしたならば、彼れ等の行動は、悉く法律に觸れて、犯罪者となるであらう。

進化論の上から言ふも、野蠻人の性格は野獸に

雜 纂

○寸言尺語

霜 翰

□月島 の風、洲崎の雨と書きたらんには風流韻事に關するものゝ如きも、總てこれ曩日に於ける都下の災害を語るものなり、噫砂村の慘、小松川の害、颯風に泣き、狂雨に哭す、天災地妖は調節令の外にありて、氣象觀測も遂に及ばず、幸に志士仁人あつて恤救擁護に努め、俠商義人般に立て、能く饑餓を萬死の裡より救ふ、敢て奸商我利の徒多きを憂へずして、慈悲慈善のこと、尙未だ衰へざるを慶せずんばあらざるなり。

□紙價 徒に騰貴して洋紙は殆ど數月前の倍額となる、局に當る者洛陽の紙價を高からしむと平氣で澄すどころにあらず、各期せずして冊子の

紙敷を減じ、或は紙質を粗悪にして定期刊行の經營を持續し深く其恢復に努む、これを精讀して眼光の紙背に徹するも、穴勝ち貴下能率の増進せるにあらずして、多くは紙質の薄きに依るものならん、蓋人情と共に紙質の薄らぎ行くは頗る心細き次第なりと雖も亦大勢の已むを得ざるものあるが故に、暫くこれを忍ばざるべからず。

□田紳 牛店に登る、鍋のこげつかんを恐れ婢を呼び液を求む、ソリシタなりやと問ふ、葱を求む、ゴブなりやザクなりやと問ふ、喰ふて後一杯の水を求む、オヒヤなりやと問ふ、田紳其煩に堪へず怒り曰く、牛屋では淀の川瀬のオヒヤ車かい、個は十數年の昔予の親しく傍聴したるところ、今や此沈着なる紳士に會せずして往々電車に飛乗飛降の田紳を観る、進歩と突飛とは車の兩輪の如しとの語は此電車にも關係あるもの、如し。

ころを察して而して後手を下すべし、將棋を指さんとするも、亦先づ其全局面八十一道を通視し、攻守利害、輕重難易の活機を了略して而して後手を下すべし、徒に一局一部に就き其區々たる一利一害に拘泥すべからずと、之れ至當なり、蓋碁を打つの人、將棋を指さんとするもの悉く此心得あり、又能く其技に於てこれを實行するを見る、只此堪能の士にして、これを他の社會人事の百般に應用すること極めて罕なるを遺憾とす。

□自己 の長所を知るは自信を強むるものにして、自己の短所を知れる者は、其奮發を促すものなり、然れども其長所を知るのみなるに於ては、自負固陋に偏して進歩を望むべからず、又短所を知るのみなるに於ては卑屈退守に歸して等しく進展の見込なし、蓋世態日に移り進化變遷暫くも止まざる今の時に於ては、能く世運の推移に留意し、社會の實情を討査して徐ろに其

□犬糞 の語は復讐の意味に用いられ、汚穢の代名詞となり、一時又婦人の束髪に形容せらる、頗る出世の態を備ふるが如きも、某の語るところに依れば、鶯の糞は粉粧劑として青男白女の争ふて需むる處たり、駱駝の糞は燃料として價値あり、馬糞は園藝學上缺くべからざるもの、濕地冷壤に植生の蕃茂を促すには之を除て他に好肥料あるなく、狼の糞は煙火製造上必要劑にして、其他これを大にしては牛の糞、豚の糞の如き、小にしては鶏糞、兔の糞、鳩の糞の如き、悉く其特効特用ありと雖も、獨り犬糞に至つては之を洋犬の粹より得るも、或は貴嬢の狎より得るも、美術的に於ては勿論經濟的に於ても何等の價値を有せずと、別段諸説の糞々を見ざる様なりと雖も、あまりに、奇觀妙察なるを以て茲にこれを掲げ、犬糞の無用の長物を戒む。

□人碁 を打たんと思はば、先づ其全局面三百六十一道を達觀し、死生斷續、強弱離合の在ると

自信を實行し、發奮努力するを要す。

○共同生活の便利と經濟

▲中産階級の生活を改善 する事は刻下の急務であるが問題が大きいだけに之を根本的に決行するより外ないと思ふ、夫れには第一に内務省と地方公共團體とが共同して社會政策を十分實行する事が必要で又一方富豪と稱せらる、人々か世の恩に感謝し進んで當局の事業に協力せなければなるまい斯ふ云ふ風に先づ根本の改善策が立つて然る後に枝葉の衣食住に關する問題を研究するのが順序であるが。

▲蜂窩生活と共同の精神 何よりも先住居の改善が必要で安價で心持のよい住居を與へなければ彼等の生活は改善せられぬ夫には東京市の

如き大都會では諸所に巢窟生活が非常に發達して各種の感化救濟事業と相待つて男女の青年を始め縲寡孤獨までも氣樂に簡易に生活する事が出來てゐる、さうなると市民の住居は勢ひ上層に延びて從つて下水の設備を完全にしなければならぬ、生活の根本的改善は政府及び篤志家の力に待たねばならぬが國民が共同生活を理解する力があつて之に慣れなければ迎も眞の改善は望まれぬ事である例へば市場を作ても主婦が夫れへ買出しに行かなかつたり共同の食事をする場所が出來ても喜んで其處へ食べに行かなかつたり公園を改良しても之を利用する工夫がなかつたりしては迎も生活の改善は望まれぬ。

▲共同生活の便利と經濟 一例を云へば獨逸の婦人が子供に遊び場所がない時に公園に行つて子供を遊ばせながら編物をしたり、書物を読みたい爲めに家の暖爐を焚く事を止めて俱樂部へ行つて書物を読むなど云つた風にならなくてはな

○市營質業

質屋の弊害に對しては從來とても諸種の市令を出してこれが救濟政策を講じたが矢張り其弊害を根本的に除くことが出來なかつた。依て市は最近に至り質業を市營とするの寧ろ優れるを看取し貸付代理人 (Loan Agency) なる者を設けて愈々此事業を開始した。尤も質業を營むに付て市の資金を使用するは最初の試みとして餘り望まじきことに非るを以て公衆安寧局長ウイリヤム、ヴォルカー氏は若し市が事業を監督するに於ては其必要とする資金を自ら個人的に供給せん事を提議して初めて此事業を開始するに至つたのである。蓋し中央官廳たる市が之を指導監督するは各種の報告を受くるに至極便利であるからである。而して其計畫に依れば代理人は其貸與したる金額に對して一ヶ月一パーセントの利子を徴し猶其外に申込の記入並に質物の評價費用として若干の手數料を徴するけれども此兩者を合しても一ヶ月僅々二パーセント

らなる、西洋人は個人主義だと云ふが日本人程共同生活を理解しない國民は少ないだらうと思ふ日本人が今日よりもつと共同生活と云ふものを理解すれば中産階級の生活はもつと簡易になり經濟になり安全になる此の習慣を養成することが生活改善の第一義だと思ふ(奥田竹松氏談)

米國の一市政府が始めた新しい事業

米國ミッスリー州のカンサス市は商工業を以て起れる新進の都會であるが人口數十萬を出でざるにも拘らず其市政の諸設備の完美せる點に於ては夙に模範的都市として名聲を博して居る。同市には數年前より市政廳の一部として公衆安寧局 (Board of Public Welfare) なるものがあり此機關を通じて直接市民の安寧と幸福と利益とを増進すべき各種の事業に努力して居る。

を越へることがないやうである。

○囚徒と其家族の扶養費

公衆安寧局は又市の法令違反者を拘留する勞作場を其監督の下に移したが此勞作場の拘留については次の二缺點を看取した。即ち(一)家族の主人を拘留するは之に依頼して生活する其他の家族に大困難を及ぼす事(二)勞作場に於ける拘留は囚徒の改善に何等の效果なき事である。此故を以て爾來公衆安寧局は勞作場に於て各囚徒の爲したる仕事に付き別々の給金勘定を開き之を基礎として其中より家族への維持費を支拂ふ事とした。最近の報告に依れば假放免中にある囚徒を適當に監督して一ヶ月六百弗以上の金額を彼等の給金中より徴收し之を家族の扶養費に充つるを得たことである。

○囚徒と農園制度

又叙上第二の問題を解決せんが爲めに公衆安寧局は市の中心點より八哩を距る地に百三十一エーカー

の農園を購入し、囚徒を此處に移して勞作に従事せしめて居るが、此農園は市の安寧事業中最も成功したるもの、一たるを失はない、囚徒は何等身體上の束縛を受けず、或は家屋の建築に或は道路の開造に或は土地の耕作に従事して居るが曾て一人として逃走を企てた者はなく、公衆安寧局は行く／＼勞作場の囚徒を悉く農園に收容するの希望を有して居るこの事である。

要するにウイリヤム、ヴォルカー氏の如き人を公衆安寧局の總裁に戴けるカンサス市は大に幸福である。と云はねばならぬ。ヴォルカー氏は同市有数の大商人にして安寧局の効果を増進せしむるに就ては其時間と金錢の多くを費して惜まない、公衆安寧局は市長の任命する五名の委員より組織せられ委員は悉く無報酬で働いて居るのである。公衆安寧局は又公開舞踏の監督及び演劇活動寫眞の審査檢閲も行ひ他方に於ては貧民無料訴訟辯護等をも行ひ居るが何れも皆顯著なる成績を收めて居

くない。

男子の出陣は古來二十歳前後を以て普通の事としたりしが戦役の永續さとか大戦後補充の困難等の事情生じ、需要日一日多きを加へ成丁のみにては壯丁の到底所要の人数を満たすに足らざる所より、十九と促り十八と逼りて、終に十五六の弱冠者が一人前のものと等しく、軍伍に従ふ様になつたらしむ。假令は夫の有名なる熊谷小太郎とか、平敦盛とかいふ少年勇士の健闘振りが今尙噴々人口に膾炙する所を見るに、未だ遠く成年に至らざる少年が、鬚髯満面の老兵士と共に従軍し、力足らぬ身を以て健氣にも悪戦した其の可憐しさを嘆賞したものに違ない。近くは今より五十年前に鶴ヶ城下に悲惨の最後を遂げた白虎隊の如きも少年軍人の模範を示したものはあるが武士として享くべき一人前の訓練の足らざるものを國家存亡の大戦役の爲に犠牲としたに相違ない。かく生先の長き蓄の花の少年を戦争の爲めに鋒鏑の下に惨死

るさうである。而して質屋の仕事を營みつゝある前述貸附代理業を除き以上の諸事業は何れも公費を以て市政府の直接に行ひつゝあるものであつて如何なる他の都市でも未だ曾て斯る大仕掛の社會的救濟事業を企畫したるものはない。若しカンサス市にして此事業に争ふべからざる成功を齎せば他の都市も亦頻々として之れに倣ふに至るは必然である。何となれば全體としての社會は豊富なる資金を有するものであつて社會的問題を取扱ふには個人的團體よりも遙かに其有効の度を異にするものがあるからである。(法律新聞)

大戦と兒童

古來戦争のある毎に直接兵戈の事に當るのは無論壯丁の仕事であるが、當然軍伍の外にあるべき婦女や幼童が其渦中に捲き込まれ、重大なる迷惑を感じた事は東西の史乘に其實例を見出すことが尠

せしむるといふ事は獨り我國史上の出來事のみではない。例令ば夫の十字軍時代の事を見るが宜しい。聖地パレスチーンを回々教徒の手より脱せしめんとして何回かの遠征軍を發遣したのは人の熟知する所であるが、地遙にして、人憊れ、征戰幾回功成らず、積裏征人三十萬、一時回首月中看の詩景を目前に見る心地あらしめた。此に於て時の羅馬法王インノセント三世は檄を西歐諸國の少年少女に飛ばして、少年十字軍なるものを組織し、騙りて之を邊陲の土に趣かしめたのである。非理無謀の甚しき企畫であつたことは何人とも雖も了解せらるゝ處であるが、由來盲目的行動を怪まぬ宗教上の迷信は、恰も我々が高野に重氏を探ねた石童丸を讚美し、武藏國住人熊谷次郎直實に及向つた無官太夫敦盛を詠嘆するが如き態度を以て、懸軍萬里長驅異教徒を驅逐せんとする健氣な少年軍人の壯志を嘆美したのである。

意氣に動く佛國の年少、是那たる少女をさへ交へ

たる幾千人の一隊は齡尙二十にも達せざるヌチー
 プンを廳頭に、剛健自持する獨乙少年幾十百は同
 じ様の青年ニコラスを魁首に推選し、十字の旗を
 眞先きにパレスチーン指して推し進んだ。道路堵
 の如き看衆は軍容の堂々たるものあるにも不係、
 隊伍を成すものが盡く是れ白面の年少なるを見て
 は感極りて涕淚滂沱、或は手にせし鋤犁を捨て、行
 列に混するもの、或は斷じ難き肉親の攀縁を割除
 して征行に加はるもの、或は糧を裏み、財を捨て、
 出陣を痛ふもの續出し、此の可憐なる勇士の出陣
 は定めて神も其眞心を納受し玉ふべく、戰場に注
 ぐ無垢の血鹽には無量無邊の功德ありて此度こそ
 は聖地恢領の大業成るべしと口々に語り合ふた。
 此の如くして少年軍に對する期待は頗る大であつ
 たが、彼等が果してパレスチーンに行き着いたが、
 何うか我等は毫も其邊の記録を有せぬ。只斷片的
 に存する口碑に依れば、彼等の大半は無殘にも雄
 志を拘いて海底の藻屑となり、或は利慾に目の無

き人買商人の餌食となり、名も知らぬ異郷に奴隸
 の苦楚を嘗め、或は飢渴に逼られて無人の荒野に
 虎狼の毒牙に罹り其末路の悲惨なりしことは殆面
 を向けるにも得堪へぬものがあつたさうである。
 醉伏沙場君莫笑古來征戰幾人還とは移して以て十
 字軍憑弔の句とすべきものである。
 數千の少年中には千辛萬苦の果に生命丈けを全ふ
 して歸國したのももある。
 乍併歸來の戰士には出征當時の意氣も面影も兩つ
 ながらない。踏々跟々として喪家の狗の如く辛く
 故郷に辿り着いた敗殘の落ち武者の光景、別して
 は玉ども花ども譬ふべかりし無垢の少女が敗荷枯
 蕉の姿と變化せる淺間しさを目睹した其刹那に
 は一人として取り止めもなき狂熱に驅られて未來
 ある少年少女を無益の兵戈の犠牲となし了つた愚
 さを痛恨長息せざるものは無かつたさうである。
 □再び過を繰り返すな
 戰爭の爲に春秋に富み、望み多き未來を有する少

年を殘害することの多きは前段の物語に依りて明
 なれ共、人は不絶同一の過誤を繰り返し、歴史は
 常に一樣の徑路を辿るを免れぬ。兒童問題は最近
 社會問題中の最重要の地位を占め幾多の慈善、宗
 教、教育、感化、保健救済の諸事業の中樞となり、
 終に二十世紀は兒童の世紀と迄稱せらるゝに至つ
 たが、過去三年に亘る現戰爭の爲に折角手を着け
 た兒童問題の解決法が着手未半ならずして廢絶に
 歸せんとするは寧ろ遺憾に堪へぬ事であつて、形
 の變れる十字軍の二の舞と評して宜しい。否理智
 に發達せる現代に於ては迷信に驅られたとか、狂
 熱の爲に誤らされたとかいふ口實の無き丈けに、
 吾人は罪を人と天とに負ふ所が大であると考へね
 ばならぬ。

兒童生活に關する現代の智識は航空、潜航、電氣
 等の理化學的の夫にも増したる進歩を現はしたも
 のである。兒童の介抱や養護を乳母や子守りの手
 に委して置いて父母は本能が促がす儘に蝶よ花よ

と愛でそやす許りが決して兒童教養の本意でな
 い。此に苟も一個の兒童ならんか。彼は即ち新鮮
 なる牛乳を要し、清潔なる住宅を要し、健康なる
 母體を要し、疾病に對する周到なる注意を要し、
 一旦適當なる時機に至れば身心の兩機能を開發陶
 冶する所以の方法として、學校を要し、遊戯の工
 夫を要し、兒童生活研究場を要し、運動場を要し、
 兒童取扱の方法に經驗ある幾多の士女を要し、醫
 師、看護婦、教師、御伽嘶師、遊戯指導者、其他
 種々の人物設備を要するものである。大人は赤子
 の心を失はずといふ諺はあるが、赤子を大人に仕
 上ぐる爲には幾多の歳月を費して、其造成に必要
 なる、又尤困難なる準備を爲さねばならぬ。
 事情已むなきものがあるとしても若し、萬々一上
 にいへる如き兒童長養の必要條件を忽諸に付する
 とすれば十年ならずして其の報が靦面に現はれ來
 るから寒心に堪へぬ。兒童死亡數の増加、貧血及
 營養不良兒の激増、胸圍不全者の多出、無教育者

の輩出と、労働能力の低下、未成年犯罪者の増加、壯丁の體力衰乏等世上の識者を苦むべき大問題は必然兒童取扱に對する社會の怠慢より孕まれ出る現象に外ならぬ。又一旦是等の弊瀆が起つたとなれば容易に之を取り去ることが出来ぬと覺悟するが宜い。

(人道)

世界を通じて殖へた小供の犯罪

小兒犯罪を如何にして豫防せんかとの問題は目下世界各國政府の鋭意研究する處となつて居る。實際戦争開始以來の小兒犯罪數は各國の統計表に徴して見るも約二十五パーセント乃至三十パーセントを増加して居る昨年十一月八日の倫敦タイムスは

一九一五年十二月より一九一六年二月に至る三ヶ月間に於ける小兒の犯罪數に比較すれば倫敦に於ては千三百〇四件より二千〇五件に増加

らすして世界を通じての現象なり。其原因としては

第一、父親の不在の爲めに家庭的監督の著しく弛緩したること。

第二、小兒の平素尊敬を拂へる學校教師が軍隊に入りて出征したが爲め小兒に對する個人的注意が著しく減じたる事。

第三、一般に冒險的氣風が行はれ、小兒は其友人又は家族より戦争の戰慄すべき談話を聴き、自然彼等の模倣心を刺戟して犯罪に走らしむる事。

市俄古クツク郡小兒裁判所に於て本年五月中に取扱ひたる小兒犯罪數のみにて實に三百〇三件の多きに上りたるが之を昨年の五月中に取扱ひたる百九十六件に比すれば二百〇七件の増加を見た。犯罪にして斯くの如く増加する傾向ある以上、從來の小兒裁判所の數にて到底之を受理し難き事情あるは勿論にて是等の點につきては目下前記犯罪豫

し、リヴァプールに於ては五百七十八件より七百〇二件に増加し、バーミンガムに於ては二百四十八件より四百〇二件に増加せり而して此統計に載せたる小兒は専ら十六歳以下の者に限られたり。

と報告せられて居るが一九一六年に於ける加奈太アルバート州の小兒犯罪調査會の報告に依れば

一九一六年に於て種々の犯罪の爲めにアルバート州の小兒裁判所に於て取調べられたる小兒の數は五百二十人に上れり。其犯罪の種類は極めて輕微のものあり。又極めて重大のものあり。小兒は時として慣習犯罪人にも劣らざる熟慮と冷靜とを以て身體及び財産に對する罪を犯すことあり。小兒犯罪學に於ても本年は昨年より二十五パーセントを増加したり故に小兒犯罪問題は今や吾人の最も注意し最も研究せざるべからざる緊急事たらざるを得ず。而して小兒犯罪の増加は決して一國一地方のみの現象にあ

防調査會に於て種々協議中なれば近き將來市俄古に於ては或は小兒裁判所の數を増加するか又は其他の適當なる施設を實現することゝなるであらう。

一方に於て米國の聯邦小兒保護局は先年來各州より小兒犯罪に關する各種の報告を徴しつゝあるが、米國が今回愈々聯合國に加入し出征軍を出すことゝなれるに伴れ自を將來に於ける小兒犯罪數の増加するを見越し目下大々的の豫防法を講じつゝあるは流石に披目なき遣方と評するの外はない。米國は此種の事業を決して警察の手に委せず所謂社會改良家と稱する有志の人々が時としては私財を投じてまで之を完成するの勇氣あるは感服の至りである。元來日本の如く小供に關する事柄を最初から警察に於て取上げて彼是れ干渉するのが間違つて居る。殊に近頃八釜し警視廳の活動寫眞取縮法の如きも之を警視廳の問題に一任するが如き抑も誤りである。小兒に關する問題を單に一

地方に限つて或官廳の自由處分に委するといふ事はない。小兒の問題は實に重大なる國家問題である。文部省なり内務省なりが宜しく民間の特志家と協力して全國一般に通ずる賢明なる取締法を講ずる位の意氣込がなければ駄目である。是等の問題について餘り常識に富まぬ一方に片寄つた人間の集つた警視廳の監督權を自由に政府に於て認否するが如きことなきを希望せざるを得ない。量大なる國家問題たる小兒監督法は根底のあり思慮のある調査研究を俟つて初めて之を實現し得らるゝのである。

(法律新聞)



の目的たる家族一同に於ける精神修養の力なり即ち如斯困難に遭遇しても慎重に事を處理し内政萬事に周密の注意を拂ひ主人をして内顧の憂なからしめ依て職務を全ふせしめたるに外ならず是等は大に欣ぶべく又大に賞すべき次第なり將來一層の奮勵を望むとて其他二三の有益なる修養談あり次に當日招聘したる築地本願寺布教師楠原龍警師の有益にして且つ多趣味なる修養談ありて後ち教育講談師鈴木巴水の乃木大將傳の内子弟の教育に關する事柄につきての講談ありて餘興に移り琴曲、義太夫數番を重ね此間會員一同には茶菓を饗し和氣霽々の内午後五時半閉會を告げたり。

○旭川分監落成式ノ概况

大正六年九月二十四日午前十一時旭川分監教誨堂に於て新築落成式を行ふ此日來賓として旭川地方裁判所長、同檢事正、旭川區裁判所監督判事以下判檢事監督書記、第七師團留守隊幹部、憲兵分隊

通 信

浦和監獄職員家族懇話會狀況

九月二十四日(秋季皇靈祭)午後一時第十回浦和監獄職員家族懇話會を開催す、恰も當日は朝來の降雨にて午前十時頃よりは雷鳴さへ加はりて稀なる大雨となり爲めに會員の出席も如何かと案せしが幸ひ正午頃より雨小歇となり、稍後れたるも會員は泥濘の途を意とせず三々五々集ひ來り定刻十數分過ぎには早や百五十餘名の出席ありて開會、會長たる白井典獄は例の如く開會の辭を兼ね一場の講話を爲せり即ち今春以來物價暴騰の結果官吏の如き一定の收入のみの者殊に下級職員にして收入の多からざる者に在りては生計に困難を感ずるに至りたること一通りのものにあらざるに克く吾々の訓授を體して目下の處一人として不始末の状態を見ることなきは欣喜に堪へざる所なり是れ本會

長、上川支廳長、同測候所長、旭川警察署長、廳立旭川中學校長其他の中等學校長、北海道鐵道管理局旭川驛の高等官、驛長、旭川區長及區の名譽職、旭川在住の道會議員、辯護士、公證人等官民約百名あり定刻振鈴にて典獄先導式場に參集す席定りて三輪分監長擧式の挨拶を述べ典獄式辭を朗讀す、次いで下山旭川地方裁判所長司法大臣閣下の祝詞を代讀し夫れより來賓として鹿又檢事正、本郷上川支廳長、市來旭川區長、松本旭川警察署長、別府辯護士會長、淺川旭川開發期成會幹事、佐々木大谷派北海道寺務出張所長代理、助川札幌大化院長、淺野大谷派旭川別院輪番等の祝詞朗讀及演說あり、終つて三輪分監長答辭を述べ、此時監獄局長閣下山下司法技師、近藤司法省會計課長樺戸、十勝、網走三監獄典獄よりの祝電を披露し最後に三輪分監長閉式の挨拶を爲し正午終了夫れより部署を定めて來賓を案内し監内の參觀を許し一巡後暫時休息室に於て茶菓及記念繪葉書を呈し更

に宴會場に借受けたる實業協會樓上に案内して晝飯を呈し和氣驚然裡に午後一時半散會夫れより職員にも同様晝飯の饗應ありて午後三時全く終了此の日天氣平穩風なく稀に見る盛會にてありき。

○旭川分監入佛式ノ狀況

當監獄旭川分監新築中の處全く竣成特に大谷派本願寺より御影像竝に佛具一式法主染筆の懸額等の寄贈を受けたるを以て大正六年九月二十三日午前十時同分監教誨堂に於て入佛式を舉行せり當日は大谷派本願寺より北海道寺務出張所長代理として駐在布教師文學士佐々木慧音竝に録事山田祐二師を派遣せられ且つ前任囑託教誨師にして旭川別院を派番たる淺野識師には役僧一名を隨へ來り援け又來賓としては下山旭川地方裁判所長、同鹿又檢事正旭川區長代理として村本助役の三氏あり定刻囚徒一同を集め職員着席し終るや典獄先導來賓を案内設けの席に着く次いで分監長竝に中澤教務主任

の先導にて山田録事佛像を奉戴し佐々木布教師、淺野輪番、役僧、木南教誨師と共に入來す此間諸員起立囚徒拜禮恭く奉迎す三輪分監長舉式の挨拶ありて極めて靜肅の裡に懸軸の尊像は教務主任によりて正面の佛壇に奉安せられたり此時囚徒等は再び尊像に拜禮す於是乎典獄壇上に進み諭告文を朗讀し次いで中澤教務主任佛前に向つて表慶文を朗讀す夫れより山田録事導師となり入佛慶讚の讀經を勤修す香煙縷々として燈光淡く擊柝の音憂々として鐘聲に和し莊嚴の氣自ら堂に滿つ看經終りて典獄分監長來賓並囚徒總代の燒香あり夫れより鹿又檢事正の訓話佐々木布教師の教誨あり受刑者は勿論來賓一同に多大の感動を與へ三輪分監長閉式の旨を告げ正午全く式を終れり。

彙報

○第五回免囚保護事業講習會 免囚保護講習會

護講習會は本月二十二日より同二十八日まで一週間輔成會内に於て開會あり同講習會に於ける講演及び協議等の模様は同會々報來月號を以て詳細報道せらるべき也

○受刑者の傷害

廣島監獄在監受刑者累犯藤田寅藏(竊盜詐欺其他第一、第二、合懲役十一年)は九月三日午後零時四十分頃工場に於て行便の歸途にありし同囚櫻井鐵之助及植木清に作業用鉄を以て斬り付け清は輕傷なるも鐵之助には全治三週日を要する創傷を負はしめたり原因は被害者鐵之助が平素の暴動宜しからず動もすれば紀律を紊すの傾あるを寅藏は深く之を憎み居たるものにして清に對しては瑣細なる隙口を忿怒し居たるなり

○受刑者の傷害

膳所監獄在監受刑者殺人懲役六年九月泉治郎吉は八月二十八日午前十時中頃同囚田中米吉と口論の末突然看守の帶劍を奪取し米吉に斬り付け右前膊右肩上骨頭部に休養七日を要する創傷を負はしめたり原因は飲湯の配付に當り本囚が其不足なるに心付き米吉の不注意を責め自ら水を加へ蒸氣を通じたる處米吉は其必要なしとて之を止め二三口論をなし相合も所あり

し爲めならん

○受刑者の傷害 神戸監獄在監受刑者竊盜五犯懲役五年熊丸熊太は九月五日午前九時二十分頃工場に於て同囚中山福松が行脚の際熊太の足を踏みたることより物に口論の末一旦復席し更に鑄寸工木割用鉋を以て自席を離れたるを受持看守が認知し直ちに馳せ付けたるも既に先行に及び全治まで二週日を要する創傷を負はしめたり兩囚は平素不折合の同なりし

○受刑者の傷害

盛岡監獄在監受刑者竊盜累犯懲役四年太田年は九月十七日午前六時三十分頃同囚吉城喜八郎に對し工場に於て作業器具小刀を以て同人が信書認め中を目掛け突然離席して背後より頭部に二ヶ所石手を以て同人が切創を加へたり創傷は出血多かりしも否や止血法を加へ適法の醫療を以てせり休業を要する程度にあらす直に輕業に轉せしめ現に就業しつゝあり創面癒合は約一週以内の見込なり原因は指物工の技能進否の關係上加害者の昇級著しきを被害者は深く嫉妬怨恨せる結果なり

○受刑者の傷害

金澤監獄在監受刑者横領懲役二年六月中村三太郎は九月二十五日同囚澤田軍次郎に對し作業用の鉄を同人に投付け其左頬部に突き込みしを以て軍次郎は直に立ち上り三太郎に粗み付き携帯せる作業用帶を以て三太郎の後頭部及肩胛部等を亂撃し唾唾の間に十箇所の創傷を負はせたり原因は目下取調中なり

○刑事被告人の逃走及逮捕

東京監獄八王子分譯に拘禁中の竊盜二犯矢島周道は九月七日午後四時二十分頃飯入浴場より

選房の際護看守の隙を窺ひ外堀を踰越して表門前の通路を過ぎ逃走を遂げたるも翌八日午前二時半頃警戒中の原町田警察分署の手により逮捕せられたり

○被告人の逃走未遂 長野監獄在監強盜強姦未遂事件被告人中島時次は九月十七日公判下調として呼出ありたるを以て他囚と連伴して出廷せしめたるも其後出廷者あり監房に差支ふるを以て取調の結了したる本人のみを選抜したる看守一名に送還せしめたるに監獄裏なる附屬耕地の西入口に來りたる際看守は出入口の扉を開閉する爲め捕繩の一端を左手に持ち替へ先づ被告を構内に入らしめ看守は後より之に従ひ扉を閉鎖せんとするや被告は突然諸手を以て腰繩を強牽し施錠腰繩の儘監獄外圍に沿へる耕地内の巡回線路を東方に疾走したり仍て看守は直に追跡したるも前日來兩天にして道路泥濘なりしより足を滑らし轉倒したる爲め約五分間餘の間隔を生じ被告人は急遽逃走せるも遂に監獄正門前約半町の地點に於て逮捕したり原因は長刑の宣告あらば到底生命を保つ能はざるべきを悲觀したるらし

○被告入の逃走 東京監獄在監竊盜贓物寄藏事件被告人前科六犯大野留五郎は九月二十五日午後一時頃裁判所より入車にて歸監の際市谷谷町一〇四番地々先に於て突然手錠を抜取り腰繩を帶と共に脱却し素足の僱人車の右側に飛び下り逃走せるも同月二十七日午後八時三十分頃淺草區馬道八丁目七番地内縁の妻安藤さく方に於て捜査の爲め派遣し置きたる東京監獄看守に發見せられ同

寡獄嚴格子上端より一番目の横貫嚴格子四本目高さ七尺六寸の處に結び付け縊死を遂げたり自殺の動機としては特だ認むべきものなきも或は長刑期を悲觀せるものならんか

豫告

勝友叢書第四編「惱める人のために」紙數約二百二十頁實價五十錢内外のもの囚人看讀用として本月末發行の豫定本書の標題は谷田局長の選定に係り全體の編纂は教誨師荻谷哲公氏の手に成れるものにして罪囚の抱懐せる日夜の懊惱に對し慰諭厲撫の實際を曲叙したる感化上洪益ある冊子なり



行の上稟瀆警察署に引渡したり

○在監者の變死 静岡監獄在監受刑者放火懲役九年牧野伊之助は九月七日前五時頃居房の前面出入口左側の格子に貸與の三尺帯を懸け其一端を頸部に巻付け縊死せり原因不明なるも發作的精神に異狀を呈したる結果ならん

○刑事被告人の縊死 前橋監獄在監強盜及竊盜事件被告人野村安右衛門は九月十七日午前三時頃居房内にて自己の三尺帯並に襪を結束し之を垂下輪形となし頸部に巻き縊死し居るを發見し手當を施せるも蘇生せず原因としては既に九犯の有科者にして遺回の事件は檢事の求刑十五年を相當とするも老年故八年若くは十年が相當なりとの論告ありし爲め前途悲觀の結果ならん

○受刑者の縊死 高知監獄在監受刑者殺人未遂懲役三年宇佐才吉は九月十四日午前一時過ぎ病監に於て貸與の襪にて頸部を緊縛し別に貸與の手拭を以て病室入口の鴨居に打ち掛け其一端を頸部に緊縛せる襪の輪狀となれる後頸部の内側より貫きて強く他の一端と結括して縊死を遂げたり動機は前途を悲觀せるなり

○被告人の縊死 甲府監獄在監書變道行使恐嚇事件被告人古屋萬吉は九月二十七日午前五時半頃居房の書棚の金物に襪を懸け縊死せり原因は事件遷延の爲め前途を憂慮せる折柄更に民事事件の湧起せる等にて一層悲觀を増せる爲めならん

○受刑者の自殺 宮城監獄在監受刑者殺人初犯無懲役沖田順次郎は九月二十八日午前五時二十分頃居房に於て貸與の帯を

叙任

- 給四級俸 典獄(神戸) 加藤勝次郎
- 給五級俸 同(網走) 大谷友次郎
- 給六級俸 同(静岡) 伊集院 藤七
- 給八級俸 同(札幌) 立石重司
- 同(宮崎) 土居寛申
- 監獄醫ナ命ス四級俸下賜甲府監獄勤務ナ命ス 佐藤金司
- 神戶監獄勤務ナ命ス 教誨師(静岡) 藤居神通
- 静岡監獄勤務ナ命ス 同(浦和) 小池博道
- 叙從七位 同(廣島) 佃 離見
- 同 同(福岡) 荻谷哲公
- 叙動七等 典獄(福島) 香川又二郎
- 同 典獄補(神戸) 園 權一
- 同(名古屋) 菅 喜一郎
- 同(大阪) 兒島三郎
- 教誨師(青森) 橋 典仁
- 教誨師ナ命ス七級俸下賜浦和監獄勤務ナ命ス
- 叙正六位 典獄(函館) 印南於 寛吉
- 叙從六位 同(静岡) 伊集院 藤七

教誨師(秋田) 三森實言
教誨師ヲ命ス七級俸下賜秋田監獄勤務ヲ命ス
看守(京都) 印南眞一

任看守長給十級俸京都監獄勤務ヲ命ス
看守長(靜岡) 石塚喜作

任看守長給九級俸東京監獄勤務ヲ命ス
看守長(金澤) 長山又四郎

兼任司法技手
看守(福島) 石淵常次郎

同
看守(同) 金子典

同
看守(同) 伊藤新三郎

同
看守(同) 齋藤新三郎

同
看守(同) 望月榮吉

同
看守(同) 金子利義

同
看守(同) 荒川金六

同
看守(同) 緒方安章

同
看守(同) 清水徳太郎

任看守長給十級俸奈良監獄勤務ヲ命ス
看守(福岡) 岡田文藏

任看守長月俸二十三圓給與福岡監獄勤務ヲ命ス
看守長(長崎) 岡田文藏

片淵分監兼務ヲ命ス
同(同) 與田桴夫

叙正八位
同(同) 三浦一三

同
同(同) 竹内照

依願免本官
監獄醫(甲府) 飯尾美知足

會報

○贈與金

九月十二日十七日附を以て元監獄醫竹内濶氏外三十四名に對し本會會則第十一條第一項第四號第五號に據り參圓以上七圓迄の金圓を贈與せり



司法省監獄公文

○司法省會甲第一七二五號
監獄會計事務章程中左ノ通改正ス

第三十三條ニ左ノ一項ヲ加フ
收入官吏交替ノ場合ニ於テハ年度經過後各管理期ヲ前二項ノ計算書ニ附記シ連署ヲ以テ證明スルモ妨ナシ

第六十九條 現金前渡官吏ノ作成スヘキ仕拂計算書ハ謄憑書類ヲ添ヘ仕拂命令官ニ提出シ仕拂命令官下檢査ヲ了シタルトキハ會計檢査院ニ送付スヘシ現金前渡官吏交替ノ場合ニ於テハ其ノ月經過後各管理期ヲ計算書ニ附記シ連署ヲ以テ證明スルモ妨ナシ

第二十六號書式甲備考ニ左ノ一項ヲ加フ
四 各廳ノ便宜ニ依リ本書式ノ要件ヲ具備シタル帳簿ヲ用ウルモ妨ナシ

第二十六號書式乙中「代價納付濟年月日」ノ欄ヲ削リ備考ニ左ノ一項ヲ加フ

六 第二十六號書式甲備考四ハ本書式ニ之ヲ準用ス

第二十六號書式丙備考ニ左ノ一項ヲ加フ
五 第二十六號書式甲備考四ハ本書式ニ之ヲ準用ス

右訓令ス
大正六年九月二十二日
司法大臣 松室 致



新刊紹介

文學士 寺田精一君著

兒童の惡癖

紙數四百八十頁
定價金壹圓五拾錢
送料金八錢

本書は心理學研究を以て嘖々の名ある寺田學士が細心の著述にして兒童の惡癖として現はるゝもの彷徨、嘘言、怠惰、盜み等凡そ十三種を點出して審かに攻究を遂げたるものにして複雑せる事實と錯綜せる事柄とに就き著者は能く其間に秩然條次を立て一般讀者をして解し易からしむ、文章又平易兒童研究上有益の文籍として最も推稱に値す

(發行所東京上駒込心理學研究會出版部)



司法省監獄局長谷田三郎編
獄制研究資料

第一輯

菊判三百四十頁總布製金文字入
定價金壹圓郵稅不
要
本書ハ一八七九年獨逸聯邦議會ニ提出セラレタル自由刑ノ執行法草案一八九七年同議會ニ於テ議決シタル由刑ノ執行ニ關スル原則一八九〇二年公獨逸監獄協
會ニ於テ議決シタル自由刑及保安處分執行法草案ヲ收採シタル獄制唯一ノ研究資料ナリ

大場法學博士校閱 根本顯太郎著
指紋法解説

菊判百五十八頁
實費金三十九錢
郵稅金六十五錢
本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ
實務家ノ好指針タリ
(改正指紋原紙取扱規程並ニ解説添付)

監獄協會編纂
改善覺めたる友

菊判二百六十餘頁
定價金五拾錢
郵稅金八錢

本書ハ出獄者ノ真心悔悟セルモノニ就キ犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムル所三十餘篇アリ

法學士 廣中佐兵衛述
貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金二十四錢
郵稅金
本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、 場合ノ注意	口座 東京 貳五〇五九番	加入者 氏名
------------------------	-----------------	-----------

監獄協會

大正六年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
 編輯人 北島良吉
 印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 磯村政富
 東京市麴町區下六番町十七番地
 同 勞舍
 東京市麴町區四日比谷町壹番地
 電話新橋壹參六八番
 發行所 監獄協會
 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第拾卷第十號)(大正六年十月二十日發行每月一回二十日發行)